

令和2年第3回防府市議会定例会会議録（その2）

○令和2年6月18日（木曜日）

○議事日程

令和2年6月18日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	宇多村 史 朗 君	2 番	吉 村 祐太郎 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	清 水 浩 司 君
5 番	藤 村 こずえ 君	6 番	久 保 潤 爾 君
7 番	和 田 敏 明 君	8 番	田 中 敏 靖 君
9 番	今 津 誠 一 君	10 番	山 田 耕 治 君
11 番	清 水 力 志 君	12 番	田 中 健 次 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	曾 我 好 則 君
15 番	石 田 卓 成 君	16 番	上 田 和 夫 君
17 番	行 重 延 昭 君	18 番	橋 本 龍太郎 君
19 番	安 村 政 治 君	20 番	山 根 祐 二 君
21 番	高 砂 朋 子 君	22 番	山 本 久 江 君
23 番	三 原 昭 治 君	25 番	河 杉 憲 二 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	末 吉 正 幸 君
上下水道事業管理者	河 内 政 昭 君	総 務 部 長	伊 豆 利 裕 君
総 務 部 理 事	石 丸 泰 三 君	人 事 課 長	宮 本 松 典 君
総 合 政 策 部 長	小 野 浩 誠 君	地 域 交 流 部 長	島 田 文 也 君
生 活 環 境 部 長	原 田 みゆき 君	健 康 福 祉 部 長	藤 井 隆 君
産 業 振 興 部 長	熊 野 博 之 君	土 木 都 市 建 設 部 長	友 景 康 浩 君
土 木 都 市 建 設 部 理 事	入 江 裕 司 君	入 札 検 査 室 長	森 田 俊 治 君
会 計 管 理 者	小 阪 一 人 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	内 田 健 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	野 村 利 明 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 江 博 文 君
消 防 長	田 中 洋 君	教 育 部 長	能 野 英 人 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 河 田 和 彦 君 議 会 事 務 局 次 長 廣 中 敬 子 君

午前 10 時 開議

○議長（河杉 憲二君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（河杉 憲二君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。23番、三原議員、1番、宇多村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（河杉 憲二君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順に従いまして進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、13番、河村議員。

〔13番 河村 孝君 登壇〕

○13番（河村 孝君） おはようございます。「公明党」の河村孝でございます。

本日で、私の防府市議会議員として、前回の文書質問を含めて15回目の一般質問となりました。また、うれしいことに今回、2回目の1番目の質問となりました。どうもありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策の中での防災・減災について御質問させていただきますが、質問に入ります前に、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、連日、最前線で働いていらっしゃる医療従事者の皆様、介護施設、障害福祉サービス、保育所に勤務されている皆様など、対応、対策に御尽力いただいている全ての皆様に、心より敬意を表します。

そして、緊急事態宣言は解除となりましたが、さまざまな御協力をいただいております市民の皆様、事業所の皆様に対しまして、心より感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染第2波、第3波が懸念されている中、本格的な梅雨の季節、台風シーズンを迎えました。今晚からあしたにかけても梅雨前線の北上に伴い、大雨に警戒するように気象庁が呼びかけております。また、今年に入り全国各地で地震が相次いでおります。現在、各地で災害に対して不安の声とともに警戒がされております。

政府は、国や自治体が講ずべき災害対策の基本的な方針を示した防災基本計画を、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策などをつけ加え、令和2年5月29日に修正をいたしました。

昨年、大きな爪跡を残した台風15号をはじめ、豪雨災害が相次ぎました。その被害を教訓に、河川・気象情報の提供の充実や長期停電への対応強化などが新たに盛り込まれ、とりわけ注目すべきは、新型コロナを含む感染症対策の実施についてであります。

感染症対策の中での防災・減災は、今まで経験がございません。なぜなら、感染防止は密閉・密集・密接の3密を避けることが基本となります。しかし、避難所運営を考えても、過去の大規模災害では、避難所に入りきれないほど住民が避難してきたケースが少なくありません。また、避難のタイミングや避難経路など、多岐にわたり検討が必要となっております。市民からは、感染防止のための新しい生活様式の中、3密となる避難所での感染が心配だという声も多く伺っております。

感染症対策の中での防災・減災について、3点お伺いいたします。

まず1点目として、自然災害対策のハード面の整備状況をお伺いいたします。

今年度予算を見ますと、市内35カ所の全ての河川の浚渫を令和元年度から2年間で行う緊急自然災害防止対策事業、これは災害に強い国づくりのために防災・減災のために行う、「公明党」が推進しております国土強靱化基本法によるものであります。

次に、向島郷ヶ崎東ポンプ場の建設でございます。大潮と台風が重なった際の高潮対策や内水氾濫対策として、平成26年度から向島で3カ所目となります。これは、「公明

党」の先輩議員の推進によるものでございます。

最後に、河川等防災監視カメラ設置事業でございます。氾濫のおそれのある河川、水門、用水路、アンダーパスなどリアルタイムで状況確認できるとともに、早目の避難行動につながります。これらの事業の進捗状況をまずお伺いいたします。

次に2点目として、ソフト面の整備状況をお伺いいたします。

防災意識社会の構築については、令和元年6月と12月の2回の定例会におきまして、逃げおくれを防ぐことや防災士との連携強化などを一般質問させていただきました。

改めて、今年2月に完成した佐波川水害タイムラインの取り組み、防災士や自治会、自主防災組織などの連携強化の取り組みなどのソフト面での整備状況をお伺いいたします。

その中で私が心配していることは、各地域における自主防災組織の活動には地域差があるという点でございます。避難所運営訓練一つを考えても、地域や学校などの関係機関と既に実践的に訓練を行っている地域と、これから行う地域など実情は様々でございます。

そこで重要なのは、令和元年12月の定例会において御答弁いただきました自主防災組織活動ガイドブック作成事業だと思います。今回の感染症対策についても、自主防災組織に対しまして、ガイドラインを明確に示すことができると考えております。そして、行政による丁寧な対応が何よりも必要だと考えますが、御所見をお伺いいたします。

3点目は、避難所運営についてお伺いいたします。

特に重要なのが、分散避難についてでございます。国の防災基本計画では、避難所の過密を抑制するため、避難先を分散させる要請を強調しております。3密を避けると、学校の体育館の収容人数は、わずか42名程度になるとお伺いいたしました。

まず本市にとって、3月で小・中学校の普通教室のエアコン設置が完了したことが、学校における夏季休業中の授業実施における活用だけではなく、災害時においても避難所運営として、各教室への少人数避難が可能となりました。

また、これまでは公民館や学校を主な避難所としてまいりましたが、ほかに利用できる施設として、ホテルや旅館の活用を示しております。

内閣府は、国の令和2年度第1次補正予算や、このたび成立いたしました第2次補正予算に計上された地方創生臨時交付金で、宿泊施設の借り上げ費用に充てることのできるの通知を出しておりますが、現在の進捗状況をお尋ねします。

さらに、市民一人ひとりにとっては、親戚や友人のお宅へ避難すること、あるいは自宅にとどまる在宅避難も選択肢として考えておく必要がございます。そのために、まずはハザードマップを囲み、各御家庭で改めて新しい視点で避難を検討することが重要だと言われております。

このように感染症対策の中では、今までの避難行動とは全く違う、新しい避難行動が必要となります。これをどのようにわかりやすく、丁寧に市民に周知することは、各種講習会や会合が開催できない今、この新型コロナ感染症対策の中、非常に難しくなっております。この市民への周知についてお伺いいたします。

国の防災基本計画ではそのほかにも、マスクや消毒液や体温計の備蓄なども求めております。また、床に寝ないことでウイルスの吸入防止に効果がある段ボールベッドや、室内を区切るパーティション等の備品拡充などが、このたび成立いたしました国の第2次補正予算の地方創生臨時交付金に、「公明党」の推進により反映されております。

今回の新型コロナの流行が、プライバシーがないなど環境が悪いと指摘されておりました日本の避難所の環境を大きく転換できる契機にもなればと願っておりますが、避難所の備品の拡充などをどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

以上3点、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 13番、河村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 河村議員の新型コロナウイルス感染症対策の中での防災・減災についての3点の御質問のうち、私からは、自然災害対策のハード面の整備状況等の2点について、お答えをさせていただきます。

私は市長就任以来、市民の皆様の命を第一とし、防災対策を最重要課題として取り組んでまいりました。それに加え、油断することなく新型コロナウイルス感染症に十分配慮して、防災対策を進めなければならないと考えております。

まず、1点目の自然災害対策のハード面の整備状況についてです。

平成30年7月の西日本豪雨災害を踏まえ、維持管理的な要素が強かった河川の浚渫は、全国的に大変重要なハード事業との認識に変わりました。こうした中、平成21年に大規模災害を経験した本市といたしましては、他市に先駆け、昨年度から国の緊急自然災害防止対策事業を最大限活用し、2年間で緊急的に対策が必要な市内の河川35カ所全てを浚渫することとし、昨年度は16カ所の浚渫を実施し、今年度は残りの19カ所の浚渫を集中的に実施することとしております。

加えて、全国各地で毎年のように大規模な浸水被害が相次いでいる状況を踏まえ、中国治水期成同盟会連合会等を通じ、また、私自身、直接浚渫等の維持管理についても国へ要望を重ねた結果、新たに今年度から令和6年度までの5年間の予定で緊急浚渫推進事業が創設されたところであり、今後は、この事業の活用も検討しながら河川の浚渫を進めてまいります。

次に、向島郷ヶ崎東ポンプ場につきましては、昨年度から建設工事に着手し、今年度はポンプ場の機械設備の整備を行うこととしており、周辺の排水整備を含め、来年度完成の運びでございます。

最後に、河川防災監視カメラの設置についてです。

平成30年7月の豪雨災害の検証では、住民にどのような方法で避難行動につながるような切迫感を伝えるかが課題となっております。

本市におきましては、市管理施設の状況や市民の早目の避難行動を促すことが必要不可欠であると考え、今年度、国・県・市が管理する河川のうち、重要監視箇所10カ所に、緊急的に防災監視カメラを設置することといたしました。

なお、運用に当たりましては、住民の皆様が洪水時の状況を安全に確認することができるよう、市のウェブサイトにおいて公開することといたしております。

次に、2点目の佐波川水害タイムラインの取り組み及び防災士等との連携強化によるソフト面の整備状況についてです。

本年2月に、「逃げ遅れゼロ」を目指すことを目的として、山口河川国道事務所が中心となり、防府市をはじめとする関係機関が参画し、佐波川水害タイムラインを完成させました。これを生かして、時系列的に防災機関が連携することで、住民の逃げおくれ防止につながるよう、しっかりと運用してまいります。

こうした公的機関の取り組みに加え、地域防災力を最大限に発揮できるよう、地域の方々の活動の活性化を図る必要がございます。

そのため、今年度作成いたします自主防災組織活動等ガイドブックの活用とあわせ、防災について豊富な経験と知識を持つ防災士等連絡協議会と連携しながら、取り組みの進んでいる地域のノウハウを横に展開することで、丁寧な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。避難所運営の質問につきましては、総務部理事のほうから答弁をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 私からは、3点目の感染症対策の中での避難所運営についての御質問にお答えいたします。

本市では、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため、早目、早目にさまざまな準備を行ってきたところでございます。

避難所での基本的な感染症対策に必要な備品の整備につきましては、5月臨時議会で御承認をいただいた補正予算により、マスクや消毒液、非接触式体温計等をはじめ、飛沫感

染を防ぎ、プライバシーを確保するために有効なパーティションや段ボールベッド等の備品の充実を図ったところでございます。

また、これらの備品を用いて、新型コロナウイルス感染症に適切に対応した避難所運営を行うため、公民館及び中学校の体育館において、開設時のシミュレーションを行い、その結果を反映したマニュアルを5月に作成いたしました。既に、避難所担当職員への研修を行い、マニュアルの徹底を図っております。

このマニュアルに基づく具体的な対策としましては、避難者1人当たりのスペースを十分に確保するために、可能な限り多くの避難所を開設いたします。また、開設時の職員の増員や、防災士さんとも連携することによりまして、避難所の入り口で検温と問診を行い、発熱が認められた方や体調のすぐれない方には、校舎内の教室を専用スペースとして確保するなど、避難された方への行き届いた対応を行うことといたしております。

さらに、妊婦さん、基礎疾患をお持ちの方などの要配慮者には、市内のホテル業者の御協力により、客室が利用できるよう体制を整えているところでございます。本日までに4施設と協定を締結させていただいております。

今週中には、市が行う避難所運営や、議員御紹介いただきました、安全な知人・親戚宅への避難などの感染症対策を網羅したリーフレットを全戸配布し、市民の皆様が身の危険を感じたときに、ためらうことなく避難所に避難していただけるよう、しっかりと周知をいたしてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございました。昨年度と今年度の2年間の緊急自然災害防止対策事業による河川の浚渫工事につきましては、防災・減災の面から、市民からの御要望も多く、前進していることがわかりました。評価しております。

また、今御報告ございましたように、市長がさらに御尽力されて、国が、今年度から6年度までの5年間で、緊急浚渫推進事業が新設されたとのうれしい御報告もございました。いまだ未実施の河川があることを考えますと、異常気象が続き災害が多発する今、大事な取り組みと認識しております。これらの事業で今後しっかりと対応していただき、防災・減災に備えていただきたいことを要望いたします。

また、向島ポンプ場の整備も進んでいるとの御報告もございました。

次に、河川等防災監視カメラについてでございますが、先ほど重要監視箇所10カ所に設置するとの御答弁がございました。またその状況を共有するウェブでの公開ということも御報告がございまして、市民に早目の避難行動を促す上で重要だと評価しております。

平成30年7月の豪雨災害で岡山県でも、市外の家族がテレビ中継などで現地の状況を確認して、電話で避難を促すケースがあったというふうに伺っております。したがって、市外の方も含めてウェブサイトで、河川防災監視カメラを本市が公開していることをしっかりと周知していただきますようお願い申し上げます。

また、先ほど重要監視箇所10カ所と答弁をいただきましたけれども、地元の防災士にも具体的にカメラをどこに設置してあるかなど、地図やあるいは現地見学などでしっかりと伝えていただきたいと思います。その上で避難方法などを考える必要がございます。

河川等防災監視カメラは、逃げおくれ防止への大きな武器になると思います。自治会や防災士との連携の上でも、監視カメラなど客観的に刻々と変化する映像などによる情報共有を中心に、リアルタイムの事実の上での連携は大切であると思います。佐波川水害タイムラインも同様でございます。

最後に、避難所運営でございます。

妊婦や基礎疾患をお持ちの方などの要配慮者への市内ホテル業者の御協力による協定が、記者発表による6月9日時点では3施設でございましたので、4施設と、さらに1施設増えたとの御答弁だったと思います。引き続き、ホテルとの協定を進めていただきたいことを要望いたします。

また、今年度作成する自主防災組織活動等ガイドブックの活用とあわせて、防災士等連絡協議会と連携し、先進地域のノウハウを横に展開するとの内容の御答弁がございましたが、先ほども申し上げましたが、地域によって取り組み状況の差がかなりあります。特に今年は、新型コロナウイルス感染症対策もあり、3密を避けるために、避難所運営訓練などの開催を見合わせた地域もあるとお聞きしております。このように、新型コロナウイルス感染症は、防災に必要な訓練や事前の打ち合わせをできなくしたり、日常の御近所のおつき合いやコミュニケーションを遮断し、日頃の様子が把握できなかつたりと、大きな影響がございます。

感染症対策を入れたリーフレット全戸配布もこの週末にかけて行われるとお聞きいたしましたが、新しい日常生活の中での防災・減災でありますので、これらの点を踏まえてしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

さて、再質問をさせていただきます。

防災の拠点である庁舎の建設についてでございます。どの市役所でも、透明シートの設置のような飛沫感染防止や、3密を防ぐための待合空間の設置や、窓口に並ぶ市民の動線などで御苦勞をされているようです。今回の感染症対策については、基本設計の段階では想定外であったと思います。実施設計ではどのように反映されますでしょうか。

また、今回の庁舎の計画では、新型コロナウイルス感染症対策の相談窓口である山口健康福祉センター防府支所と、緊急小口資金や住居確保給付金などの生活支援の相談窓口となっております防府市社会福祉協議会の感染症に関する2つの機関が、庁舎棟と隣接することが計画されております。

今後、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策における拠点としても生かされるのではないかと考えております。できれば、感染症対策の上でも防災の一つとして、アフターコロナの日本をリードするような新庁舎を目指していただきたいと思います。

以上の点を踏まえて、新庁舎への御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） お答えいたします。

このたびの感染症の実態が、次第に明らかになってまいりました。執務環境の整備にしましては、密閉・密集・密接の3つの密を避けることと、手指消毒の徹底によりまして、感染経路はほぼ遮断できるというふうに考えております。

そこで大きな課題になりますのは、窓口や行政手続のあり方、市民との接点をいかに保つか、そういう点であると考えております。

例えば、本庁舎だけでなく、公民館機能の充実やオンライン申請システムの導入といったことがございます。高速大容量の通信網の整備によりまして、行政の電子化は急速に進むという前提で検討する必要があると考えております。

基本設計におきましては、庁舎棟と福祉棟の間の半屋外のオープンスペースの設置や自然換気式の開口部のしつらえ等、結果として感染症対策に資する点を多く取り入れております。今後の実施設計の中で、時間をかけてでも十分な検討をしてみたいと考えております。

それから、設計前におきまして、県の保健所、正確には山口健康福祉センター防府支所を含みます県の総合庁舎機能の合築、それから福祉センター等の複合化を計画に位置づけておいて本当によかったと、今振り返って思うところでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。御答弁の中で、時間をかけてでも十分な検討をしてみたいとの御答弁でございました。しっかり検討をお願いしたいと思います。

また、今、山口健康福祉センター防府支所と防府市社協との庁舎が隣り合った計画であることが偶然のように御答弁されましたけれども、市民生活に密着した施設が集まった結

果と見れば、必然のようにも思われます。

また、他市での新型コロナウイルス感染症対策の庁舎での対応を見て、また、この感染症対策が今後1年以上長期化するとの予想をする医療関係者の方の新聞記事やテレビ番組を見ますと、本市の未来や子どもたちの今後のことを考えると、庁舎の実施設計が今年だったことに私は正直安堵しております。今の答弁をお聞きし、感染症対策の拠点としても、新庁舎に取り組んでいただけると認識しました。

新型コロナウイルス感染症対策は、東京都や福岡県など他県を見ましても油断もできず、庁舎や避難所における感染症対策は容易ではないと考えます。執行部におかれましては、今まで以上に防災・減災対策において念には念を入れて、市民の命を守る備えをするようお願い申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

2番目の質問項目である、全世代型社会保障における市の取り組みについてお尋ねをいたします。

初めに、2030年に向けて、国連の持続可能な開発目標SDGsでは、行動の10年がスタートしております。一昨年の3月定例会の一般質問において、持続可能な開発目標SDGsの取り組みについて質問させていただき、市と民間企業や民間団体との連携のもと、具体的なSDGs推進に取り組むよう御提案をさせていただきました。

市長からは新たな総合計画の策定に向け、SDGsの精神を踏まえながら計画の作成に取り組むとの御答弁をいただいております。新型コロナウイルス感染症対策の今こそ、この国連のSDGs、持続可能な開発目標を掲げる、誰も置き去りにしないとの視点は重みを増していると考えております。

このSDGsの取り組みでも、この10年で重要な点は、人生100年時代に対応し、誰もが安心して暮らすことができる全世代型社会保障制度の構築に向けて着実に進む必要がある点でございます。

今回は主に、子育て世代への支援と、増える独居高齢者への支援の2点についてお伺いいたします。

まず、1点目の子育て世代への支援についてでございます。

昨年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。「公明党」では、全国の約3,000名の議員が、幼児教育・保育の無償化に関する実態調査を昨年末に行いました。私も市内の利用者の方と事業所に対しまして、聞き取りに走りました。そして、今年2月に最終報告書がまとまりましたので御紹介いたします。

まず、利用者の約9割に幼・保無償化制度が評価されていることを立証したことでございます。利用者の65.2%が、「幼・保無償化制度を評価する」と回答され、「やや評

価する」22.5%を合わせると、その割合は約9割、87.7%となります。私も市内で多くの喜びの声をお聞きいたしました。

また、今後取り組むべき政策も見えてまいりました。利用者からは、保育の質の向上と受け皿の整備が最も多い要望でございました。また、事業者からは、保育の質の向上のために、処遇改善を求める声が多く寄せられております。特に、市内の調査でも、配慮が必要なお子さんの受け皿の整備を求める声が多数あり、市内3カ所の公立保育所の重要性を指摘する声もございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策としても、例えば、感染リスクと隣り合わせの中で、命を守る業務に取り組んでおられる医療従事者のお子さんなどの受け皿としても重要ではないかと考えます。今後の公立保育所のあり方などをお伺いいたします。

次に2点目として、独居高齢者への支援についてお伺いいたします。

独居高齢者が増えております。国立社会保障・人口問題研究所が、世帯数の将来推計を発表し、2040年には、日本全体ですが、全世帯の約4割がひとり暮らしになると予想しております。ほぼ半分です。晩婚化や未婚、離婚の増加が要因と言われております。

とりわけ深刻なのは、65歳以上の高齢者でございます。2040年に男性の20.8%、女性は24.5%が独居世帯になる見込みだと言われております。そのためにも高齢者の見守りなど、地域におけるつながりの希薄化への対応が急務であると考えます。

防災面におきましても、先ほどもございましたが、配慮を要する方、いわゆる要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿——避難行動要支援者名簿の作成においても重要でございます。また、身近な火災などの予防などにも効果的でございます。

しかしながら、配偶者や子どももいないひとり暮らしの高齢者は、現役世代に比べて経済的に困窮しやすく、家族の支援も望めないことが多いと言われております。健康面でも不安定になりがちです。買い物や通院、食事などはままならない現状がございます。本市においても見守りサービスや家事支援などを行っておりますが、独居高齢者の増加に追いついていないのが現状ではないかと思っておりますが、いかがでございましょうか。

このように、病気や貧困や家族の問題など、1人で幾つもの複合的な課題を抱える場合も多く、さらに、見守る側の民生委員や自治会福祉部長さんや福祉委員さんの中にも御高齢の方が多く、家庭の多様化や少子高齢化が進むにつれて、見守りがさらにより困難になっているのが実情でございます。重ねて、新型コロナウイルス感染症は、外出自粛、人と会わないことが求められる結果、見守る側も感染リスクから見守ることができず、人と人のつながりを分断し、独居高齢者をますます孤立化させております。

高齢者の見守りは、行政だけでは対応できません。また、温かな地域交流を考えると、高齢者の見守りは、行政だけで行うものではないと思います。地域で献身的に見守る民生委員や自治会福祉部長さん、福祉委員さんなど、地域の方々が活動しやすいように——地域包括支援センターになるとは思います——しっかりと現場の声をお聞きし、情報提供するようなサポートをしっかりとするとともに、さらに保健、医療、福祉分野だけではなく、生活分野あるいは警察や民間企業など幅広い連携の強化や拡充が必要であると考えます。

さらに具体的に考えてみたいと思います。独居高齢者は、振り込め詐欺等の特殊詐欺や認知症の行方不明や交通事故など、深刻な事件・事故につながる事案が増える傾向がございます。また、高齢者と身近な民生委員さんや福祉委員さんも心配されて、「警察と相談したいが敷居が高い」「一言、警察から高齢者の方に注意していただくと、高齢者の方も素直に聞いてもらえると思うが、なかなか動いてもらえそうにない」「近所の私たちの言うことはなかなか聞いてもらえんのだよ」など、相談窓口や協議会等の警察との連携の場を求める声がございます。また、もし警察と福祉の連携があれば、今年発生した事件や事故はなかったであろうと指摘する声もございます。

新庁舎の基本計画では、庁舎棟のそばに警察署の移転の将来計画も含まれておりますが、ハード的な接近だけではなく、福祉と警察の連携や、犯罪や事件を未然にとめることができるなど、独居高齢者の見守りにおいても重要であると考えます。御所見をお伺いいたします。

さて、昨年度も全国から行政視察が多い向島地区を対象にした介護予防の幸せます健康くらす事業でございますが、これも行政、社会福祉法人、企業と地域住民との連携の強化による事業でございます。多くの利用者さんが喜ばれておりますが、見守りもこのようにしっかりとした連携が何よりも重要でございます。そして、地域の力を結集した互助・共助のネットワークを活用し、高齢者が地域とつながりを持って自立できるような体制づくりが大事であると思います。御所見をお伺いいたします。

以上2点、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 河村議員の全世代型社会保障における市の取り組みについての2点の御質問のうち、私からは、公立保育所のあり方についてお答えさせていただきます。

国の構築する全世代型社会保障制度は、子どもから高齢者まで、全ての人が安心して生活できることが目標であり、目標達成のため、社会保障と税の一体改革が進められているところでございます。子育て支援、医療・介護、年金などの制度の充実、安定を図るため、

消費税の引き上げによる増収分を充て、全ての世代が、安心感と納得感の得られる全世代型社会保障制度の構築は重要なことだと認識しております。

こうした中、公立保育所のあり方についてでございます。

昨年の10月から開始された幼児教育・保育の無償化につきましては、保護者が、幼児教育・保育のサービスを円滑に利用できるように、保育協会、幼稚園連盟と連携して、保護者の皆様に対し制度の周知を行い、現在、大きな待機児童問題等もなく、スムーズに運営がなされております。

河村議員には及びませんが、私も市内の保育所へ出向き、直接現場のお声をお聞きする中で、保護者や事業所の方々から、保育士の役割の重要性や保育が重労働であること、また、子どもにとっての教育・保育の大切さなど、さまざまな御意見をお聞きしております。そのような中、保育士のスキルアップを図るため、保育協会を中心に公と民が連携して研修などに取り組んでおります。

また、このたびの新型コロナウイルス感染リスクのある中で、感染防止対策などに大変尽力されている保育士等に対しまして、激励金を給付するため、本議会へ補正予算を上程させていただいているところでございます。

防府市におきましては、公立保育所3園、私立保育所17園、認定こども園9園、並びに地域型保育施設3園において、公立・私立のそれぞれの役割のもと、保育事業を実施しております。特に、公立保育所については、いかなる場合にも保育を必要とする子どもを受け入れ、保育を継続するという大切なセーフティーネットとしての役割がございます。

議員お尋ねの公立保育所の今後のあり方につきましては、これまでも議会で質問をいただいております。検討を重ねてまいりましたが、幼児教育・保育の無償化後も3つの公立保育所がそれぞれ公立の保育所として一定の役割があることが確認でき、また、平成13年に行政改革委員会で公立保育所の民間移管を決定して約19年、平成21年に5園中2園を民間移管して約11年が経過し、現在の公立保育所3園の体制が、市民の皆様にとって定着していること。さらに、現場の状況を共有しながら市全体の保育行政を円滑に進めるためにも公立保育所は必要と考えられること。こうしたことから、私としては、現在の公立保育所を今後とも公立として存続するべきと判断するに至りました。

今後も、公立・私立で役割分担をし、保育協会等と連携をしながら、市の保育行政を進めてまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。2点目の独居高齢者の支援についての御質問につきましては、健康福祉部長のほうから答弁をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 私からは、独居高齢者の支援についての御質問にお答えいたします。

本市の独居高齢者は約5,000人で、高齢者全体の約15%に当たります。高齢者人口は今後も増加傾向にあり、独居高齢者の割合も増加することが予想されることから、高齢者の孤立化を防ぎ、しっかり見守っていくことが大切であると考えております。

まず、関係機関との連携による見守りについてです。

見守りは行政だけではなく、地域ぐるみで行うことが大切であることから、民生委員をはじめとした地域の方々や、防府市高齢者等見守り活動事業協定を締結している民間企業等33事業者なども、日常業務の中で高齢者の見守りを行っていただいております。

一方、近年では、高齢者虐待や振り込め詐欺等の特殊詐欺、認知症の方の行方不明など、保健、医療、福祉分野だけでは解決できない事件・事故につながる事案が増える傾向にあり、御案内のとおり、警察の役割は大変大きくなっております。そのため警察には、高齢者虐待防止を目的とした防府市高齢者虐待防止ネットワーク会議や、高齢者の安全・安心な生活の事故防止策等を検討する防府市高齢者安心・安全訪問ネットワーク連絡会議で、中心的な役割を果たしていただいております。

今後もしっかりと警察と連携し、高齢者の皆様が安全・安心な生活が送れるよう、関係機関・団体と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域とつながりを持ち自立できる体制づくりについてです。

議員御案内のとおり、厚生労働省から表彰を受け、全国の先進事例として紹介された、向島地区の幸せます健康くらぶをきっかけに、小野、玉祖、西浦地域においても、幸せますデイステーションといった介護予防を取り入れた地域とのつながりを持った集いの場ができており、参加された地域の高齢者の皆様からは、大変好評をいただいております。

さらに今年度からは、介護事業所等と連携し、高齢者が運動したり、趣味を生かした活動等によって社会参加を促進する元気アップくらぶを各地域に立ち上げるため、現在準備を進めております。

このように、身近な場所において介護予防と見守りの機能を持つ集いの場を増やし、高齢者の皆様が参加していただくことで、地域とのつながりを持って自立できるような体制づくりを行い、安心して生活が送れるよう支援してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○13番（河村 孝君） ちょっと息苦しくなってきましたので……飛沫感染を防ぐシールドがありますので、マスクを外させていただきます。

大変に前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。

まず初めに、6月補正予算案に、大変な御苦勞をされている保育士さん等への激励金が計上されていることについて評価いたします。

また、次に、公立保育所3園の体制が今後とも継続することは、大変に喜ばしいことと思います。先ほども申し上げましたが、配慮が必要なお子さんの受け皿、新型コロナウイルス感染症対策に従事されている医療従事者のお子様の受け皿など、さまざまな面でセーフティネットとして、市全体の保育行政のために、今後の方針が明確に示されたことに対しまして感謝申し上げます。評価いたします。

次に、独居高齢者の見守りについてでございます。連携についての御答弁をいただきました。「防府のよさは何ですか」と聞かれることがあります。観光地を答える方もいらっしゃると思いますが、私はいつも最初に言うことは、「防府は人がいいんです」と。「人が温かい」と答えております。本市にとっての第一の宝は、人であると私は思います。

民生委員さんや福祉委員さんなどの方も同じく人がよく、他人のことに一生懸命な方が多いように私は感じております。何とかしてあげたいという、他人を放っておけないという真心からの思いと行動であったりするわけでございます。

連携というどうしても堅苦しい感じがしますが、単に他人のことに必死に行動をされているだけだと思います。警察との連携も、その中での、必死の中での思いだと思います。どうかこの点を酌み上げていただきまして、今後の連携等の見守りの政策に生かしていただきたいと思っております。

ここで、健康福祉部長にお伺いいたします。独居高齢者の方には、認知症の方もいらっしゃると思います。内閣府の高齢社会白書によりますと、有病率が上昇した場合、団塊の世代が75歳以上になる2025年に730万人で、65歳以上の5人に1人が認知症になるとの推計を紹介しております。認知症を患いながら一人で暮らす高齢者世帯が増えてくるとい時代が来ると言われております。交通事故や悪徳商法に巻き込まれることも予想されます。深刻な問題です。認知症の人や家族を支える認知症サポーターの活躍の促進も考えられますが、認知症の独居高齢者の方にどのような支援をお考えでいらっしゃいますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

認知症につきましては、市民の方へ理解を深めていただくために、認知症サポーターの養成や、認知症の方が帰れなくなった場合の早期発見のためのみまもりSOSネットワーク、みまもり模擬訓練、みまもりステッカーの普及促進など、警察にも御協力をいただき

ながらさまざまな取り組みを行っております。

認知症の独居高齢者の方につきましては、独居ゆえに不安に思われることも多いと思いますので、ケアマネジャー、地域包括支援センター、介護サービス事業所、配食サービス事業者や地域の民生委員などが連携し、引き続き地域全体での充実した見守り体制を整え、支援してまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。「公明党」といたしましても、認知症サポーターの育成など、認知症施策に強力に取り組んでいるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

最初に申し上げました、国連の持続可能な開発目標SDGsでは、2030年までに誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指しております。新型コロナウイルス感染症のように、社会に不安が漂う中、このような取り組みが何よりも重要でございます。

「公明党」は、地域社会、地域住民などが自発的に支え合う互助のネットワークを基盤とした、支え合いの共生社会を目指しております。一人にしない、寄り添う社会の実現のために、さらなる努力をお願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、13番、河村議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、9番、今津議員。

〔9番 今津 誠一君 登壇〕

○9番（今津 誠一君） おはようございます。「防府市政会」の今津誠一でございます。それでは、通告に従いまして、以下3点にわたり、お尋ねをしたいと思います。

まず、第1点目です。

1、寄附金による犬猫不妊手術費補助金の増額についてお尋ねをいたします。

犬猫不妊手術費助成制度は、犬猫のむやみな繁殖を抑えるため設けられた制度ですが、このたび、ある市民から、この制度をさらに充実化し、実効を上げていただきたいとして1,000万円の寄附の申し出がありました。

現在、この制度は、1件当たりの補助金額は3,000円とされておりますが、これに5,000円プラスして、1件当たり8,000円としてもらいたいとのことでありました。ただ、8,000円にこだわるものではなく、仮に1万円でも構わないということでもあります。

市内各地区から野犬や野良猫に対する苦情が寄せられている中で、このような寄附の申し出をいただいたことは、大変ありがたいことだと思います。この奇特的な御厚意に対して、市がお断りする理由は一片もありません。この1,000万円の寄附金をもって制度の魅力をアップし、実効につなげてもらいたいと思います。ぜひ、寄附者の心情を酌み取っていただきたいと思います。いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（河杉 憲二君） 9番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 今津議員の寄附金による犬猫不妊手術費補助金の増額についての御質問にお答えいたします。

本市では、犬及び猫の飼育限度を超えた繁殖による、近隣に対する危害及び迷惑の発生を防止することを目的として、平成27年度に補助制度を設けており、その内容は、市内で飼育する犬及び猫並びに市内に生息する飼い主のいない猫、いわゆる野良猫の不妊去勢手術に係る費用を支払った者に対し、補助するものでございます。

この制度は、制度創設から5年を経過し、多くの市民の方に認識され、御好評をいただいております。

寄附の個別の案件につきましては、守秘義務もございますので、この場でお答えすべきではないと考えており、御答弁申し上げることはできませんが、議員からお示しのあった補助額を増額するといった個別の内容、条件を指定するような寄附については、地方自治法第96条第1項第9号に規定されております負担付寄附に当たる可能性がありますので、慎重に対応する必要があるものと考えます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） ちょっと、個別の案件であり守秘義務があると言われましたが、それはどういうことですか、説明してください。

○議長（河杉 憲二君） 副市長。

○副市長（森重 豊君） 今現在、寄附申込者の御意見等々お聞きし、行政のほうからも事業の趣旨、内容等について説明をし、お話をしているところでございます。慎重に今、対応をしているところでございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） どうぞお話はしてもらって結構です。そのことによってこの制度、私の申し出が難しいというようなことにはならないと思います。

通常の寄附の申し出につきましては、市は問題なくこれを受け取るわけですね。例えば、先日も鈴木淳さんから、まちづくりに活用してほしいということで1,000万円の寄附

の申し出がありました。これは、すんなり問題なく、市は受けております。

今回の寄附は、現行の補助金額に一定の額をプラスしてほしいという条件が付されております。そのため、これをすんなり受けることができないということのようであります。

確かに、地方財務実務提要によりますと、条件付きの寄附を受けるには、議会の議決を得なければならないとされております。その理由は、条件に基づく義務の履行が求められているためだそうです。このような規定があるからには、それに従わなければならないことは、私も十分理解をいたします。

よって、貴重な1,000万円の寄附を有効に活用するため、市長には、今後議案を議会に上程していただくようお願いしたいと思います。お尋ねします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 具体的には、今私のほうが詳細な報告を受けておりませんが、部局のほうと、その市民の皆さんがお話をされているというふうに伺っているところでございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 市長さん、しっかり聞いて、善処してもらいたいと思います。

市長も御承知のように、この野犬問題、あるいは野良猫の問題、野犬対策、これについては、自治会連合会のほうからも、市に対して——毎年かどうかは忘れましたが——陳情をいただいております。条例を制定してほしいというような陳情もありました。これも私、提案しましたが、なかなか実現に向けて動いてもらっていないようで、やはり、こういった陳情に対しては、これはもちろん市民の安心・安全にも関わる問題ですから、ぜひ前向きに捉えてもらいたい。

それで、自治会連合会だけでなく、議会においてもこの対策を講じるようにという意見、要望が度々出ております。これに応えるのが行政の仕事だと思います。

そういうことで、どうですか、市長。もう一遍前向きに考えてもらいたいと思うんですが、答弁ください。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 野犬問題とか、総合的な中で考える問題でございますので、そうした中で上がってきた場合には、まずは部局のほうで、市民の皆さん、相手がいらっしゃいますので、その中でまずは話し合ってくださいと先だと思っておりますので、その先のことについて、今どうのこうのと私の立場から申し上げるのは控えさせていただきます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） あのね、市長。この1,000万円というのは、すごい多額な

金額ですよ。こういう多額の金額を、厚意を持って使ってくださいと言われておるわけですから、これを前向きに捉えて、市民のためにやっていくのが市長の仕事じゃないですか。しっかりその辺認識してもらいたいと思います。

ぜひ、議案を議会に上程していただきたいと思いますが、その際には恐らく、これに反対する議員は1人もいないと思われまので、よろしく願いをいたしまして、この項は終わります。

次に、旧商工会館に係る公有地賃貸借契約についてお尋ねをいたします。

旧商工会館は昭和35年に、市と商工会議所の間で30年間の公有地賃貸借契約を締結し、建設されました。当該契約は、平成2年に一度更新され、本年6月9日、二度目の期間満了を迎えました。当該会館も築60年経過し、老朽化も著しく、安全・安心、景観の観点から、また、会議所機能も既に約30年前に現在地に移転しており、更新はまずあり得ないものと広く認識されておりました。

今議会の初日の15日、市長は行政報告で、当該契約の解約合意書を交わし、本年度末までに当該公有地を更地で返還していただくとともに、その間、賃貸料相当額を負担していただくことになったと述べられました。

しかし会議所は、当分の間、テナントとの賃貸借契約を継続するとのうわさを聞きましたが、その真相はいかがか、お尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 今津議員の旧商工会館に係る公有地賃貸借契約についての御質問にお答えいたします。

商工会館の建ちます駅北公有地につきましては、昨年6月議会の一般質問で、私としては、民間活力の導入に期待し、基本的には売却する方向で考えていること。そして、9月議会の一般質問では、早急に防府商工会議所と市有地賃貸借契約の解約について協議を始めたいと答弁させていただきました。その後、商工会議所と建物の取り扱いも含めた当該契約の解約について協議し、このたび解約合意書を交わしたところでございます。

この合意書では、商工会議所が市有地上の建物を解体し、本年度末までに更地で返還していただくこととなっております。なお、その間は、解約した賃貸借契約の賃貸料と同額を、賃貸料相当額として商工会議所に御負担していただくこととなっております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 6月15日の市長の行政報告ですか、ここに、「当該契約を解

約することに合意し、解約合意書を交わしました。今後、本年度末までに、当該公有地を更地で返還していただくとともに、その間、賃貸料相当額を負担していただくことになっております」と、こういうことでした。

そこでお尋ねしますが、6月9日で解約をしたということですが、これはもう今の市長の話の聞くと、もう完全な解約をしたと。公有地の賃貸借契約について完全な解約をしたということだろうと思うんですが——あるいは、解約にもいろいろありまして、例えば、期限付合意解約というものも不動産業界ではあるようです。この期限付合意解約というのは、賃貸借契約の更新時に、当事者間で一定の期限を設け、その期限の到来したときに契約を解除することに合意するという、そういった期限付合意解約というものもあるようです。

確認しますが、どちらの解約だったのか、教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えいたします。

期限付合意解約ではなく、合意解約でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） そうすると、本年度末までに当該公有地を更地で返還していただくことになったということですが、6月9日からすると、来年の3月31日まで約9カ月の期間があるわけですが、これは、どうしてそのような長期の期間が猶予というか、設けられたのか。その点についてお尋ねします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えをいたします。

合意解約を結んでおりますので、賃貸借契約、現契約については解約となっております。これにつきまして、そうした合意解約書を結ぶ中で、更地にして返していただくことを来年の3月31日まで——要するに、考え方は、返還してもらうことをその時期まで猶予しているということでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 私が、昨年9月にこの件について質問したと思っておりますけども、今後、ちゃんと解約をするようにしたいというふうな答弁だったと思っておりますが、最初の更新から約30年が経過しておるわけです。そのときも、既に商工会議所は現在地のほうに移転しておったか、あるいは移転するかというような時期でありまして、それでもう再契

約は必要ないんじゃないかと、こういうような議論もありました。議会でもそれについて一般質問で尋ねられた議員もありました。そういう中で30年経過してきたわけです。

ですから、この契約については、今回のようにきちんとその解約をするということになった——ならねばならないと。6月9日で契約が満了するのであるならば、当然、公有地はきれいに更地にして、この時点で返還をいただくというのが大体常識的な筋じゃないかなと思うんですけども。何で9カ月もそこに期間があるのか、これがどうしてもわからないんです。その背景に何かそうせざるを得ない事由があるんじゃないですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 現契約におきましては、契約満了の半年前までに解約の申し出がない場合には自動更新ということがうたってあります。こうしたことから、昨年議会でも御答弁いたしましたけれども、解約に向けた手続を進めていきたいということで、市あるいはお相手の商工会議所それぞれが、もうこの古い建物については、これ以上更新することはということで、それぞれが現契約に関しては、もう更新はないということの意思統一をいたしまして、その後に、いろいろと協議を重ねまして、今回の合意に至り、合意契約書を交わしたものでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） それでは、回りくどい話はやめまして、ずばりお答えください。

最初にお尋ねしましたが、会議所はテナントとの賃貸借契約を継続するとのうわさを聞いたが、その辺の真相はどうか、これについてお答えください。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 旧商工会館の中にテナントさんが入られているということは、私どもも承知をいたしておりますけれども、その取り扱いにつきましては、商工会議所様とテナント様との関係になりますので、私どもは承知をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 笑ってしまいますね、本当。ええですか。会議所とテナントのことなんで市は関係ないと、こんなばかなことを言っていますけども、いいですか、会議所とテナントの契約というのは、市と会議所の公有地賃貸借契約というものがあって、初めて建物の契約ができる話ですよ。ですから市は、そんなことは会議所とテナントの業者が話し合うことだから、私たちは関知するものではありませんと。そんな理屈が通るわけじゃないじゃないですか。ええですか。

この契約につきましても、市は、これは非常に大目に見てきておるんですけども、契約の第4条には、転貸の禁止というのをうたっていたんです。本来、テナント契約というのはあり得ないものと解されるんですよ。これ大目に見たわけなんです。大目に見てきたわけなんです。それから第5条においては、用途以外の使用の禁止というものも契約にうたっているわけなんです。これにも該当することであろうと思うんです。

そういう契約なんですけども、結局、本契約は終了したのに、そこから関係してくる又貸し契約ね、これは生きていますよと。こんなおかしい話ないじゃないですか。市はそこは知りませんで、そんなばかな答弁はないでしょう。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 先ほどからお答えいたしてはいますが、商工会館へテナントが入居しておることは、市は承知しております。そういうことも踏まえまして、今回、協議の中で、今回の合意書に至ったものでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） もう全然話になりませんね。そういうことは私は通らないと思うし、それから商工会議所もやはり、駅の前の一等地に、ああいう老朽化した建物をずっと存在させておくことが、中心市街地の活性化にとって非常に妨げになるんだということ、重々承知しておいていただかなきゃならないもんですよ。

それを、私は6月でこれが完了するんだらう、きれいになるというふうに期待しておりましたら、また9カ月これが延びると。こういうことで、非常にびっくりしておりますし、残念に思っております。その辺のところを市はもっと、ちゃんとした話し合いをしていく必要があるということを強く申し上げておきたいと思っております。

そんなところで、この項の質問は終わりたいと思っております。

次に、3点目の新庁舎建設計画についてお尋ねをいたします。

まず、第1点は、実施設計におけるそれぞれのパーツ、つまり庁舎棟、福祉棟、立体駐車場、それからテラス、連絡ブリッジ等の建設費及び県の負担分、負担額についてお尋ねをしたいと思います。

その前にちょっと確認をしておきたいと思うんですけども、建設費は、全体で106億円というふうになっておりますが、県の施設、県関連の建設費は、この106億円の中に含まれると理解をしておるんですけども、ちょっとその辺のところをまず確認をしておきたいと思っておりますので、お答えください。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 106億円の中に含まれるかということでございますが、今、総事業費110億円、それから解体費が4億円なので、建設費は106億円としておりますけれども、これは市分でございます、県分は含まれてございません。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員、4番まで続けて質問してください。

○9番（今津 誠一君） それから2点目、パブリックコメントについてですが、このコメントを二、三回読ませていただきました。これを読んで、市民はこの設計案そのものについて、また、計画の進め方に対して強い憤りを覚えているという印象を受けました。

3名の方が、「庁舎建設基本設計案は、憲法第92条に定める地方自治の本旨、住民自治と団体自治に基づくものでなければならないが、これに著しく反する非常識なもので、警察署を含め、施設の市役所併置・合築は、白紙撤回することです」というふうに指摘をされておられます。要するに、庁舎の建設は、市長とスタッフと議会の一部だけで進めるものではなく、住民自治の本旨に基づいて、計画を市民の誰もが見られるよう開陳し、市民の意見を酌みながら進めていくべきだということをおっしゃっているんだと思います。「民は由らしむべし、知らしむべからず」であってはならないということをおっしゃっていると思います。このことについて、市長はどのように受けとめているか、お尋ねいたします。

それから次に、パブコメの主な意見についてですが、「県施設の庁舎内移転に反対する」が39件中32件、「災害時の敷地利用、平面駐車場を広く取り、災害時の避難場所として活用すべし」が25件、「立体駐車場の建設反対」が16件、「市内各地区で説明会を」という意見が5件ありました。これらの意見をどのように受けとめ、今後の計画に生かしていくのか、お尋ねします。

それから、意見に対する対応の区分けについてお尋ねします。

意見への対応において、ABCDEの5つに区分けをしています。その中のC対応は、大幅な変更を伴うため、反映が困難なものとしています。どんな意見が該当するかというと、災害時の敷地利用に関する意見25件、立体駐車場建設反対の意見16件、これらの意見は、ばつさりと切り捨てられております。まさに、地方自治の本旨にもとるやり方ではないですか。もし今後も、そういう考えで進めていくとすれば、パブコメをやる意味は全くありません。

E対応は、基本設計案の内容に直接関わらないものとしております。どんな意見が該当するかというと、警察署の庁舎敷地内誘致反対の意見32件。現時点で具体的な計画等はありませんと、このような回答であります。

しかし、配置計画に5,000平米の土地が誘致ゾーンとして示されております。また、パブコメの資料として示された基本設計案の中に、この配置計画についての説明がされて

おります。基本設計に関わっているのではないですか。したがって、全くの詭弁だと思いますが、以上、2点についてお尋ねします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の実施設計におけるそれぞれのパーツの建設費についてでございますけれども、先般、3月定例市議会の一般質問でも御答弁いたしましたとおり、基本設計の段階では、まだ確定しておりません。そのため、県に係る費用を除いた市庁舎の建設費の総額が110億円——先ほどお答え申しましたけども——以内ということでお示しをしているところでございます。総額にとどめさせていただいております。

次に、2点目のパブリックコメントについてでございますけれども、去る2月25日から3月25日にかけて、基本設計案に対するパブリックコメントを実施いたしました。35名の方から108件の御意見をいただきました。それらの御意見に対する市の考え方や対応を実施結果として取りまとめておりまして、現在、各公民館等で公表をしているところでございます。

今後の実施設計では、いただいたさまざまな御意見を参考にさせていただきまして、なるべく多くの御意見が反映できるよう、さらに検討してまいりたいというふうに考えております。

その中で、防府警察署の市庁舎敷地への移転要望に対する御意見につきましては、移転の有無が、今回の基本設計の内容に直接影響を与えるものではないというふうに考えておりまして、実施結果でもそのようにお答えをしているところでございます。

3点目の各地区説明会の開催についてでございますけれども、庁舎建設に関する情報提供につきましては、これまでも議会の特別委員会や行政報告をはじめ、市広報やホームページへの掲載、さらには、市長が地区の懇話会等に赴きまして、さまざまな御報告や御説明を行っておりますので、現時点では改めての説明会を行うことは考えておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） まず、最初に市長にお尋ねした点について、市長から答弁をいただきたいと思います。

先ほど申しました住民自治、団体自治、そういったものに基づくものでなければならぬが、これに著しく反するものになっておるではないかというような指摘がありました。これについて、市長はどのように受けとめておるか、再度お尋ねします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 今、今津議員のほうから最初に御質問がありましたけれども、しっかりとパブリックコメント等をやっております。その点については、先ほど理事の答弁がありましたけれど、今後、可能なものは対応していくということでございます。

これまでも、しっかりと市民の皆様の意見を聞きながらしておりますし、私自身もいろいろ回っておりますので、議員の御指摘は当たらないと私は考えております。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） それで、意見に対する対応についてなんですけれども、先ほどC対応、E対応というのを上げまして、これらについては、C対応は、要するに全く取り上げる余地はない、ぱっさりと切り捨てられておるわけです。それからE対応も同じような対応になると思いますけれども、それでは、パブコメをやった意味というものがどこにあるんですか。パブコメは、市の計画に対して市民の意見を聞いて、そしてその中から、取り上げるべきものがあれば、それは取り上げていくというのがパブコメの意図であって、このように、A B C D Eと決めて、それをぱっさり取るに足らんもんですというような対応をしたら、これは市民は怒りますよ。その辺について、今後どういうふうにやっていきたいと考えておるのか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） パブリックコメントにつきましては、大変有意義であったというふうに思っております。貴重な意見を頂戴いたしております。

前日も計画についてパブリックコメントを行ったことがあります。そのときは50人の方からいただきました。そのときは、ちょっと場所に関しての両論がございましたので、それに終始してしまったということがあるんですけれども、このたびは、やはり基本設計案ということで、非常に具体的なところにも言及がございまして、例えば、外観にエンブレムなどをつくってほしいとか、いろんな意見がございまして、我々がちょっと欠落していたようなところにもいろんな御意見を頂戴しております。

ただ、残念ながら、警察の移転について、その有無について御意見を頂戴しております。それも重要な意見として受け取らせていただいております。そのような声があるんだなということは十分に認識をいたしております。ただ、先ほどもちょっと申しましたけれども、基本設計案につきましては、直接影響するものではないと。ただ、基本設計案の中で、移転について要望中であるという事実はお書きしておりますけれども、庁舎建設と基本設計案については、直接関わるものではないと。ということでお返しをしておるものであって、意見としては貴重な御意見として承っておりますので、しっかりと今後もそういう、市としては姿勢でパブリックコメントに臨むべきだろうというふうに思ってい

ます。お手本を示せたかと思っております。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） それで今後、各地区の説明会を恐らくやられるんだろうと思っておりますが、市民の意見の中には、「この新庁舎の建設計画をより多くの市民に知らせるとともに、直接市民の声を聞くために、市内各地区での説明会を開催すべきです」と、こういうふうに言うておられます。

前市長時代においても、この庁舎の位置ということについて、市民の声を聞きながら進めていきました。市民アンケートをやって、シンポジウムやって、各地区説明会やって、パブリックコメント等々行った。つまり、憲法第92条の住民自治の本旨、こういったものに基づいてやってきたわけです。

したがって、この池田市政においても、当然、そのような姿勢で住民自治の本旨に基づいて市民の声を十分聞く、もちろん執行部としての説明はするし、それに対する市民の意見も聞く、そういうことは絶対必要だと思うんですけども、どのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 今、前回の説明会といったところの御紹介ありましたが、そのとき私、市内16地区回らせていただいておりますので、その経験者としてお答えいたしますけれども、あの当時は、そういった説明会を開く必然性があったというふうに思います。このたびは、先ほど議員さん申されたとおり、いわゆるパブコメの回答の中で、平たく言いますと、いまだ要望段階であるということと、現時点で具体的な計画があるわけではございませんという御回答をしておるということでございます。

このことを申し上げるために、特別にまた説明会を仕立てて各地区を回る、現時点では、その必要性はないというふうに考えているところでございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 全然、その憲法第92条の地方自治の本旨というものが理解されていないじゃないですか。それじゃ、住民の声を全然聞く機会ないじゃないですか。ひどい話ですよ、そりゃあ。そんな態度で、これ進めていったら、もう市民の批判は炎上しますよ。やっぱり市民のもとに行って、説明をして理解をしてもらおうというふうにして進めていかんと、そんなものを避けて、やはり市長とスタッフと議会の一部で進めていくというふうなやり方だったら、これはもう本当に批判が噴出してきますよ。ぜひ、説明会をやるように検討してください。どうですか、市長。なぜやらないんですか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 御質問にお答えさせていただきます。

もう現時点、この設計については、基本設計が終わって実施設計に入る段階になっております。これまでも、一昨年8月23日の特別委員会をはじめ、私みずからも何度か出席させていただきまして、市民の皆様のご代表であります市議会議員の皆様方に説明し、そこでさまざまな意見をいただいておりますので、議員の御指摘のことは当たらず、私はしっかりと住民の皆様方の意見も聞いておと思っています。

また、それに加えて、私自身もいろんなところに回っておりますけれども、やはり、市民の皆様のご代表であります市議会議員の皆様から、しっかりと意見を聞きながら進めていきたいと思っています。

これからは議決等、いろんな予算もありますけれども、議会にお諮りしなければいけませんので、じっくりとその場合には説明しながら前に進めていきたいと思っています。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 一連の回答を聞いて、この庁舎建設計画を進めていくことは、本当に前途多難だというふうな印象を持ちました。

以上で終わります。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、9番、今津議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、10番、山田議員。

〔10番 山田 耕治君 登壇〕

○10番（山田 耕治君） 会派「絆」の山田耕治でございます。今回の一般質問は、市の業務、相談体制の見直しについて、2項目めは、公共施設の管理について質問をさせていただきます。どちらも新型コロナウイルスに関連する内容を含んでおります。誠意ある御答弁をよろしくお願い申し上げます。

質問に入る前に、新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた方にお悔やみ申し上げますとともに、今現在も体調を崩されている皆様にご心よりお見舞い申し上げます。また、このたびはパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症の治療に当たる医師、看護師をはじめとする医療従事者の皆様は、最前線で未知のウイルスに立ち向かっています。第一線の現場での仕事というプレッシャーの中で、御家族への感染リスクを防ぎながら、大切な命を救うために献身的に頑張ってくださいと、心から感謝申し上げます。何より新型コロナウイルスに感染しないように、私たち一人ひとりが危機感を持って行動することが必要です。今後も3つの密を徹底的に避けるとともに、リスクを軽減させるため、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を図ることが必要と思っています。

引き続きの啓発もよろしくお願いいたします。

それでは、市の業務、相談体制の見直しについて質問をさせていただきます。

先ほど言いました新型コロナウイルスが世界中で大流行したことで、改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、非常事態宣言、いわゆる緊急事態宣言が区域や期間を定めて発出されたわけです。独自で緊急事態宣言を出した県もある中で全都道府県に対象地域を拡大され、その後の適用期間の延長等と、皆様も御存じのとおりでございます。

5月に入ってから、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式を具体的にイメージ、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実施例も示されました。その中に、市民生活、例えば一人ひとりの基本的感染対策、日常生活を営む上での基本的な生活様式等々です。

そして、もう一つが事業活動。これは、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインです。防府市から発信された情報では第51報にありました。この防府市からの新型コロナウイルスに関する情報提供では、防府市役所における感染拡大防止ガイドラインを令和2年5月15日付で作成しておられます。大きく、窓口業務での対策、会議等での対策、施設環境での対策などに分けた感染拡大防止からのガイドラインです。この新型コロナウイルスが収束してからも引き続き対応していくべき項目、今のうちから精査すべきと考えます。

そこで質問させていただきますが、新型コロナウイルスの影響で企業の業務内容も著しく変化しています。リスク評価をどう次の変動に対応できるようにしていくのかを問われる中で、行政として業務体制や今後に向けた取り組みは。

2つ目に、現在、感染拡大防止の観点から業務内容を見直し、在宅勤務を活用した職員体制で事務執行も行っているところもあると思いますが、防府市としての今後の対応は。

3つ目に、来庁した皆様への対応として、新型コロナウイルスが収束した後もアルコール消毒液の設置やフェースシールドマスクの対応策等も必要と考えますが、いかがでしょうか。

4つ目に、今後市民へ啓発していく施策等、リスク評価も必要になってくると思います。今回の例を挙げると、オンライン申請での特別定額給付金——一律10万円でございますが——に関する対応は他市でも問題になっていましたが、本市での問題点と今後の方針は。例えば公民館の機能充実を図る対応をすること等、提案をさせていただきますが、いかがでしょうか。

最後に、このたびの例を挙げますと、マスクやレインコート、ペーパータオルや消毒液など、市民の皆様や各団体の方からの善意の寄附をいただいています。医療関係や学校、

幼稚園や保育園へ、皆様の大切な善意の気持ちを一緒にできるだけ早く届けることを市が窓口になり、橋渡しとしての役割も整備する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上、前向きな御答弁よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 10番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山田議員の市の業務、相談体制の見直しについての5点の御質問について、お答えいたします。

私は、新型コロナウイルスが閣議決定により指定感染症及び検疫感染症とされた1月28日に、県内の自治体に先駆けて防府市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、市民の皆様の健康と安全を第一に感染症対策に全力で取り組んできております。

さて、お尋ねの1点目から3点目まではそれぞれ関連がございますので、一括して御答弁をさせていただきます。

本部会議につきましては、昨日までに29回開催しております。ここで各部局で収集した情報を共有し、イベント等の中止や施設の運営方法、感染防止の取り組みや災害への備えなど、さまざまな対策について検討し、また決定してまいりました。

現在の市の業務体制等につきましても、対策本部で窓口業務での対策や施設環境での対策などを項目とするガイドライン等を示し、会議人数の縮小や消毒の徹底、来庁者や職員間のソーシャルディスタンスの確保などの感染防止対策に取り組んでいるところでございます。

さらに、このたびの補正予算では、福祉施設や市内事業者、自治会等の衛生化対策への支援に加え、小・中学校を含め、全ての市有施設の衛生対策に取り組むこととしており、洗面所等の蛇口改修や集客施設等のトイレの洋式化などの経費を計上しております。新型コロナウイルスの脅威は依然として続いており、今後の感染の第2波、第3波に備え、しっかりと衛生対策を進めてまいります。

なお、お尋ねの在宅勤務を活用した事務執行につきましては、緊急事態宣言発令中の勤務形態の一つとして実施いたしました。実施に当たって、市には外部に持ち出してはならない個人情報扱って市民サービスを提供している部署も数多くあります。このため、今後在宅勤務を導入する場合には、市民サービスを低下しないようにどのような形で導入すべきか、しっかりと検討をしていきたいと考えております。

また、3密を防ぐため、市役所の会議室の利用人数制限等を行っていることから、不足しております庁内空間をしっかりと確保するため、庁舎の建て替えに伴い予定しております県総合庁舎の借用時期を前倒しして早期に一部部門を移転し、本庁舎のあいた執務室を会

議室として活用するなどの職員等の感染防止対策の充実を図りたいと考えております。

次に、4点目の特別定額給付金に関する本市での問題点と今後の方針、公民館の機能充実についてです。

国の特別定額給付金につきましては、いち早く実施体制を整えて臨んだことから、県内で最も早い5月7日に給付を開始し、既に給付率は9割を超えており、大きな問題なく迅速な給付を行っているものと考えております。

一方で、オンライン申請に必要なマイナンバーカードの普及は進んでおらず、また、マイナンバーカードの発行に対する相談等で本庁舎に来られる多くの市民の皆様をお見かけする中で、カードの普及率向上や相談窓口の分散化への対策が必要だと感じました。

このため、このたび各地域にある公民館と市庁舎をウェブでつなぎ、対面して相談ができる環境を整備するため、所要の経費を補正予算に計上しているところでございます。これにより市民の皆様の利便性の向上や窓口業務の分散化につながり、議員から御提案もありましたが、公民館の機能充実に向けた第一歩にもなるものと考えております。

最後に、5点目の寄附に対する相談窓口等についてです。

このたびは新型コロナウイルス感染症というこれまでにない危機の中で、多くの市民・事業者の皆様から心温まる御寄附をいただき、感謝の念にたえません。御寄附の相談窓口については、今後、健康福祉部で一元的に取り扱うこととしており、周知のため、このたび市のホームページにも掲載をさせていただいたところでございます。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） 御説明ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルスの影響で、業務内容も本当に変わってくるんだろうと思います。だからこそ、今しっかり考えるべきだと思うんですが、例えば業務体制の変化という点からいいますと、市民等から問い合わせがあった場合、今回のように一部の部署に集中するような、そういう問題も発生するわけでございます。そういう市民からの相談に対する自動応答サービス、回答サービスといいたいまいしょうか、そういうのも今後はしっかりと考えていく必要が私はあると思います。LINEサービスやチャットボット等、他市も含めて、もう取り組んでいる市もあると思いますが、防府市としても今後はしっかり考えていかなければいけないと思うんですが、御所見をお聞かせください。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 再質問にお答えいたします。

山田議員から御紹介のありましたLINEサービスやチャットボット等ございました。このチャットボットというのは、インターネットによる電子相談サービスでありまして、利用者が知りたい情報を入力いたしますと、AI、いわゆる人工知能が自動で回答を表示するシステムというふうに承知しております。国をはじめ導入する自治体も増えてきているようであります。また、今般の新型コロナウイルス感染症対策もございますので、今後その有用性等について研究してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございます。実は、今後の展開というところでは、私はやはり総合計画の中にもある程度落とし込んでいくことも視野に入れなければいけないというふうに思っております。令和3年度から新たな総合計画の策定では、今回の新型コロナウイルスと共存する新たな生活様式等も踏まえたものとして考えるということ、市長は先般の行政報告でもおっしゃっていましたが、具体的な取り組みをどう落とし込んでいくのか、今の時点でちょっと思いは難しいかもしれませんが、その辺、少し教えていただければというふうに思います。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） お答えいたします。

令和3年度から始まる新たな総合計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえる必要があると考えております。その具体的な内容等につきましては、今後の新型コロナ感染症対策の進展に沿って検討してまいります。山田議員からのチャットボットなどのそういった御提案についても参考とさせていただきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。しっかり今のうちに考えていただきたいということだけ、強く要望させていただきたいというふうに思います。

あと、今回仕事の進め方で、在宅勤務等々もテレワークやリモートワーク等々の言葉も出てきましたが、実はこのテレワークなんです。地方公共団体導入ガイドでは、実はもう2009年から、平成21年に総務省から出されておられます。皆さんも御存じとは思いますが、今回、防府市としても多分やられていると思うんですが、今回の新型コロナウイルスに当たっての導入が初めてだったのか、もう2009年のときから少しずつ進めていたのか、この点教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 在宅勤務についてお答えいたします。

今回、在宅勤務を行っておりますけれども、在宅勤務につきましては、緊急事態宣言が発令される中で、接触の機会8割、7割低減が要請されておりました。こうした中で、今回は緊急措置的に初めて在宅勤務を実施したものでございます。

先ほど市長が答弁をいたしましたけれども、在宅勤務について導入する場合につきましては、行政サービスが低下しないようにどのような形で導入すべきか検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） わかりました。ただ、先ほど市長も御答弁されましたが、今からしっかり考えていくというようなお話もありました。

テレワークを実践するには、在宅勤務、あとサテライトオフィス、そしてモバイル勤務というふうに3つの主な形態に分かれるわけですが、どれもパソコン等を利用したの連絡や情報のやり取りとなります。離れたところでもリアルタイムで情報を共有することが大変重要になるわけですが、今から導入するに当たって、やはり私は業務を遂行するに当たって、やはり一番大切なのは情報漏えい、そのセキュリティーをしっかりとしなければいけない。ここのハード面とソフト面、今考えられているところで教えていただければと思います。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） お答えいたします。

セキュリティー問題、ハード面、ソフト面、大変重要な問題と考えております。今後の対応につきましては、リスクをしっかりと把握して検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。しっかり、特にソフト面——ハード面は、例えばITのリテラシーが低いということは多分ないと思うんで、業者さんがしっかりやられると思うんで、知識や情報を活用できる方がしっかりやってくれるのでいいとは思いますが、ソフト面ですよね、職員の皆様にどう教育をしていくのか。ここは本当にしっかり考えなければいけないことと思っております。

ワーク・ライフ・バランスを考えたときに、まさに働き方改革というところでは、大変必要になってきます。高齢化が進む中での介護問題、そして今回の新型コロナも大きく影響しましたけど、育児に対しても働きやすい環境をつくるということでは大変重要なこと

と思いますので、その辺はしっかり考えていただきたいということは要望させていただきます。

あと、今回、特別定額給付金、これにはいろんな問題がありました。オンライン申請で高齢者がマイナンバーカードを持っているからといって、どうぞオンライン申請してくださいねと。そもそも私はここに問題があったというふうに思っております。今後マイナンバーカードの普及等の啓発もやっていくというようなお話もされましたが、今後の対応はしっかりしていただきたいというふうに思います。

先ほど言われましたけど、自分の地域の公民館や自治会館等々、対応してくれる人を臨時配置するのも必要になってくると思います。先ほど言いましたけど、ここには私はそれができる人材が大変必要だと思っております。ですから、ちょっと先ほど言いましたけど、ITの知識を持った、情報を活用できる能力を持ったと言ったら、今おる方が能力がないとは私は言いません。ですが、せめてリテラシーの少し高い方をちょっと配置していただければというふうに思います。まさに人材だと思います。ここでVPN接続等の話をして多分どっち向いとるんやわからんだろうと思いますんで、あえてそこは避けさせていただきますが、ぜひ、そのセキュリティーについても、防府市のイントラネットに接続するだけで普通よりもセキュリティーは高くなりますんで、その辺もしっかり今後は考えていただきたいということを要望させていただきます。

私は今回、オンライン申請から郵送による申請受付開始が5月22日から始まりましたが、地域のひとり暮らしの方のところに、私にもお手伝いできることがあるんじゃないかというふうに考えて、申請の説明と手続、これを私自身させていただきました。

今回、ひとり暮らしの皆様のところでお手伝いをする中で、本当に感謝の言葉をいただいて、私自身、本当に泣きそうな思いになるくらい本当に感謝されました。私はいつも、防府市の子どもは防府市の大人が守るというふうに言っていますが、お年寄りも本当にしっかり守らなければいけないと、今さらではございますが、本当に痛感した次第です。議員という立場で信頼という言葉が利用できるのであれば、これからも皆様のために尽力したいというふうに考えております。

もちろんコピーや申請も含めて、せめて公民館でお手伝いできる信頼できる職員さん——職員さんは多分信頼できますんで、先ほども言ったように、パソコン等々すぐ対応できる整備もしていただいて、プライベートのこともありますから2人体制でチェックする。チェックする方は先輩の方にやってもらうということもできますんで、しっかりその辺の整備をしていただきたい。ほとんどのサービスが私はここでできるように思っています。やるかやらないか、お客様志向か、そうでないか、全て人です。何かございますでし

ようか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 公民館の話が出ましたけれども、このたびも順調にはいきましたけれども、いろいろな課題もあったところでございます。そのような点については今後に生かしていきたいと思っておりますけれども、また、公民館の機能につきましても、私も地域の役割というか、地域である程度のものでできればというふうなことを考えております。これについても総合計画を今から策定する中で、地域のあり方というか、そういうもののあり方というものをこれからしっかりと、コロナを受けまして、今回受けて、このことが結果的には防府のまちづくりでよかったなというふうな方向になればと思っておりますので、その方向でしっかりと今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。

この項の最後の質問になりますけど、今回、各団体や個人の皆様から善意の寄附行為がありました。暗いニュースが多い中で、本当にありがたい心温まる善意の気持ちをたくさんいただいたと思います。このような寄附をしていただいたんですが、どこに持っていけばいいのか、そういうような相談を私も何回か受けました。

昔、防府市の中ではホームページに、なんでも相談課みたいな話もありましたが、今はございませんので、しっかりホームページの中で、もう出していただいたというふうに聞いておりますので、その辺もちょっと工夫していただいて対応できるように、皆さんの思いをいち早く本当に必要な方に届けられるように、ちょっと市が御尽力していただければというふうに思います。今後の対応に期待してこの項の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 質問の途中でございますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時 開議

○議長（河杉 憲二君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。10番、山田議員の2項目めの質問から再開いたします。10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） 午前中に引き続きよろしくお願いたします。

2項目め、公共施設の管理についてお尋ねをさせていただきます。

公共施設の管理といっても、新しく建て替えが必要なものや、防府市公会堂のように

ニューアルするもの等に分けなければなりません。これらの施設で建設後30年を経過したもののや、今後、老朽化に伴う大規模な修繕や更新などの時期を迎える施設もある中で、財政面からいいますと、このたびのように——コロナ関係でございますが、大きな負担となった予測できない緊急事態が起きたりもします。臨機応変に公共施設の対応も防府市公共施設白書をベースに考えなければいけない重要な課題だと思っています。

現在、インフラ施設を除いて公共施設の数は326施設、1,398棟あります。公共の構造物、施設の老朽化が進行する中で、限られた財源で今後懸念される課題や問題点としては何があるのか。

また、私はスポーツ施設や武道施設が大変気になります。それは各団体からの不安全箇所に対する改善要望が多いからです。例えば、もともと使用できないもの、もともと使用できていたものが壊れたり機能しないのであれば、私は優先して直すべきと思いますし、そうしないといけないと思っています。既存施設で、各団体からの要望また不安全箇所等の要望での手直し状況を教えてください。

最後に、今回新型コロナウイルスの関係で施設の閉鎖をしましたが、再度開放する場合には、緊急事態のレベルに応じた管理施設の開放基準や使用制度の基準もわかるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

このたびの件で文化・スポーツ課へ提案とお願いをしました。5月25日以降の利用については、レベル2であれば、密閉・密集・密接、いわゆる3密に対する感染予防として換気の取り方や、屋内での活動においては100人以内かつ収容定数の半分以下、屋外であれば100人以内に制限かつ人と人との間を十分に確保して実施する。また、公共施設全体——条例でございますが、使用制度の基準もつくるべきと提案をさせていただきました。

本市の担当課により、各市の状況やスポーツ庁が出しているガイドラインを参考に早々に対応していただきました。心から敬意を表します。本市の対応で、某企業の多目的グラウンド等、運営の参考にもさせていただいているとのこと。ありがとうございました。

また、令和2年5月25日から開館するという事で、防府市の施設一覧表についても対応していただいています。早々の皆様方の御尽力に感謝を申し上げたいと思いますが、せつかくここまで対応していただいていますので、今後の展開も含めて考えてみてはどうでしょうか。

防府市からの情報展開で第32報でございました。国の緊急事態宣言を受けて、市役所の庁舎における危機管理対策について記載していただきました。具体的に施設に応じた感染拡大防止の工夫、職員も含めた施設の関係者の感染予防に対する対応等、今回の体験を生かす

取り組みが大変重要になってまいります。執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 山田議員の公共施設の管理についての3点の御質問のうち、私からは施設の老朽化に伴う課題及び利用団体からの要望への対応についての2点のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の公共施設の老朽化が進行する中、今後の懸念される課題や問題点についてです。

本市が保有する公共施設の6割以上が建設後30年以上を経過しており、今後、老朽化に伴う大規模な修繕や更新等の時期を迎えますことから、財政的に大きな負担となることが予想されます。

こうした施設の老朽化や耐震化に加え、少子高齢化や市民ニーズに的確に対応し、施設を有効に活用していくため、平成28年12月、公共施設の管理に関する基本的な考え方をまとめた防府市公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。

今後、総合管理計画に基づき、公共施設の計画的な修繕や更新を行うこととしておりますが、財政状況が厳しさを増す中、個々の施設の長寿命化など、限られた予算で施設を有効に活用していくための具体的方策の検討が今後の課題であると考えております。

次に、2点目の施設に係る各団体からの改善要望及び要望への対応状況についてです。

公共施設の修繕等につきましては、施設管理者による日常点検や法定点検の結果を活用しながら、適宜対応しているところでございます。議員お示しの施設の使用に関する利用者や団体からの改善要望につきましては、各施設を所管する部署において受け付けた後、修繕による不具合解消や使用の制限など、必要な対応を行っております。最近では、キリンレモンスタジアム体育館のフットサルゴールの修繕や武道館西側扉の部品交換など、利用者からの改善要望に基づき対応しております。

しかしながら、限られた予算の中で、こうした要望への対応を含め、修繕を要する全ての箇所に直ちに対応することは難しい状況でありますので、緊急性の高いものから優先順位をつけて対応することとしております。市といたしましては、今後とも利用者の安全を第一に、公共施設の適切な管理に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 私からは3点目の施設に応じた感染拡大防止の対応や今後の取り組みについて、お答えをいたします。

市庁舎をはじめ本市施設の感染防止対策等につきましては、状況の変化に対応し、適宜、

本市新型コロナウイルス感染症対策本部で情報を共有し、必要な指示等を行っているところでございます。

現在の市庁舎の感染防止対策につきましては、去る5月15日に本市対策本部で策定いたしました、防府市役所における感染拡大予防ガイドラインに基づきまして、会議室の使用人数を定員の3分の1以下にすることや、窓口の筆記用具を使用の都度取り替えること、マスク未着用の来庁者の方々にマスクを貸与することなどの感染防止対策を行っております。

その他、市民の皆様が利用されます施設につきましては、防府市役所のガイドライン等踏まえまして、各部局長の確認のもと、施設の利用形態に応じて適切な感染防止対策を講じることを前提といたしまして、5月25日から再開をしております。

各施設の対策等につきましては、ホームページに掲載しているところでございます。具体的な例といたしましては、キリンレモンスタジアム体育館では、チェックリストによる利用者の体調確認や、感染リスクの高い更衣室やシャワー室の利用の禁止などを、またアスピラートをはじめ貸館業務を行っている施設では、ソーシャルディスタンス確保のための利用者数の制限等を行っております。

国におきましては7月末までを移行期間とし、段階的に外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、社会経済の活動レベルを引き上げることとされております。今後の本市施設の利用制限の緩和等につきましても、しっかりと感染防止対策が講じられていることを確認しながら、慎重に対応していく必要があると考えております。引き続き、安全・安心を第一に考え、市有施設の新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。それでは再質問させていただきますが、先ほどから出ています費用も大変厳しい中での対応となりますので、優先順位等々それぞれ厳しいんだろうと思います。今後は、今のお話からいいますと、費用等を考慮する中で、施設を減らす、要は市民ニーズに合った規模で更新することも考えなければいけない時期に、もうきているのかなというふうに私は思っております。

例えば新庁舎、今、建設のお話がある中で、考えられておるのかどうかわかりませんが、例えば今後実績のある民間企業など施設保有及びサービス提供のところに転換するとか、市の施設については総量を削減する、そのような費用の抑制、概算効果ということも、具体的には白書等々も含めて考えなければいけないのではないかと私個人的には思っております。

ます。先ほど総合管理計画の話も出ましたが、その辺でそのような話が出ないのか、今の段階でのお考えを教えてくださいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） お答えいたします。

総合管理計画に基づいて、これから各施設の個別計画などを策定していくということになります。その過程において施設の再編ですとか、そういった議員お示しの点も検討していく必要があるというふうには考えておるところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） よろしく願いいたします。難しいこととは思いますが、しっかり皆さんで知恵を出し合いながら、また市民の声を反映しながら、考えていただきたいということは要望させていただきます。

先ほど、既存施設、各団体からの要望、実は私自身も何回も受けております。

ひとつ、以前から相談や要望、担当課とも一緒に話もさせていただいているところがございます。具体的に挙げさせていただきますと、弓道場でございます。以前もちょっとお話をさせていただいたんですが、ここではまさに不安全箇所が折りたたみの扉、多分、先ほどちょっとお直ししていただいたというのは、ここなのかなというふうにも思っております。団体の方はアコーディオン扉とも言われていますが、以前、これは何年も前のちょっと話だったんですが、なかなか直らないということで御相談を受けて現場に行くと、女性の親子が弓道の練習をされていらっしゃいました。もう終わりますよということだったので、アコーディオン扉が閉まらないらしいですねと、そういうお話をしていたら、そうなんですと、この部分がと、その手をローラーの下に入れようと、持ち上げようとされとったんで、とっさにとめたんですが、その旨を担当者に言って、そのときはわりかし早い段階で対応していただいたんですが、一部の対応だったんですが、その後またその部分は治具を使用しないと閉まらないという状況でございました。その後、担当課等も含めて対応していただいたように思ったんですが。以前、そのような団体からの要望、弓道場だけでも構いません。ちょっと教えていただければというふうに思います。

○議長（河杉 憲二君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） 御質問にお答えいたします。

築後30年近く経過しております弓道場につきましては、かねてより幾つかの御要望をいただいております。その都度、市と指定管理者におきまして対応してまいりました。中でも議員御指摘の折りたたみ扉、アコーディオン扉でございますが、安全に開閉できるよ

う指定管理者が扉を調整してまいりましたが、今年の1月に改めて御要望をいただき、その際、状況を再度確認させていただいたところ、指定管理者による調整では安全性が確保できないというふうに判断いたしまして、今月、扉を改修したところでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。今回直ったということで、本当に安心もしています。ありがとうございます。

ただ、三、四年前からの状態で不具合箇所も多々ございます。しっかりその辺は見てもらいたいんですが、管理運営からいいますと、市が直接管理していない、これは業務委託も含んでの話ですが、実は指定管理者制度により管理運営を行っている施設は41施設あるわけでございます。指定管理者制度だから大丈夫ではなくて、意外に不具合箇所や不安全状態、また不安全箇所という、逆にそういうところのほうが実は多かたりもするんじゃないかと個人的には思っています。326施設分の41施設、この41施設をやはり定期的に市がチェックもかけなければいけないと、私個人的には思っております。

今後は、先ほども言いましたが、施設の機能を損なうような不具合箇所——いいですか、施設の中で何でこの施設があるのか、そのような本来その施設に必要な機能です、そこや不安全箇所については、私は優先順位が高いと、予算もしっかりとつけなければいけないと、ここは本当に強く要望させていただきたいと思っています。

弓道場で言えば、菅原道真公のお膝元と言っても過言ではないこの防府市において、なぜこの弓道場ができたのか。しっかり考えていただいて、ほかの施設もそうですけど、しっかりと対応していただきたい。

もう一回言いますよ。施設の機能を損なうような不具合箇所、そして不安全箇所、不安全状態の場合は、しっかり予算をつけていただきたいということを要望させていただきますが、再度お答えください。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） まとめてちょっと答弁させていただきます。

今、議員のほうからいろんな施設の不具合とかそういうことを言われました。

私も市内の施設を多く回っております。このたびの施設の閉鎖から再開に当たりましては可能な限り見させていただき——このたびは特にトイレと手洗い場を中心にですけれども、見させていただいたところでもあります。その際も、各施設を管理される方からさまざまな意見を伺っております。

そうした中で、対応を急ぐべきものと——安全・安心の観点から、それについては部局

のほうへ指示をしておりますし、今後ともそのようにしっかりと自分自身の目で見ながら、また、各担当部局に見ていただいて、そしてありましたように、やっぱり予算もありますので、優先順位をしっかりとつけて、そのようにしっかりと、何よりも市民の皆様の安全・安心に必要な施設の管理をしていきたいと思っております。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。市長から前向きな、自分の足で見て回ると。現場、現物、現実、原理原則、私の好きな言葉でございます。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

あと、施設に応じた感染拡大防止の点からひとつ気になっている、以前、これ私提案したこともあります。平成26年だったと思います。図書館でございますが、図書館の本を殺菌する消毒機でございます。

今回、新型コロナウイルスの感染拡大防止で拍車がかかったのかもしれませんが、設置する図書館が非常に増えております。今もう10倍の、普段より10倍増えたということも聞いておりますが、当時は少し高かったように思っています。視察に行ったとき、いろいろ見させていただきましたが、ほとんどのところがついていました。そこで提案をさせていただいたんですが、今回も再度提案をさせていただきますが、これもどなたが答えるかちょっと分かりませんので、市長にちょっと聞いてみたいと思います。市長、どうでしょう。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 議員から、書籍消毒機だと思います。

防府の図書館は歴史のあるもので、今は駅前であって、市街地の中でもまた意義のある施設だと思っています。こうした中でこの再開に当たりまして、先ほど答弁申し上げましたけれども、実は再開後3度ほど、もうすでに図書館に足を運んでおります。その中で、複数の方からそういう書籍消毒機というのが欲しいというようなことを言われました。

ということで、急ぐので今回の補正ではなくて、5月の臨時議会で措置させていただきました感染予防対策の中、6,600万円だったと思います。その中でできるんじゃないかということで、既に部局のほうには指示をしております。

ただ、今の議員からありましたように、すばらしい発注量というか需要が高いということで、こちらのほう実際に配備というか整備されるのは9月頃になると思いますので、その辺は御容赦願いたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。関係者、今の市長のお言葉で大変喜

んでおられると思います。

この書籍消毒機にできることは、本の下から風を当ててページに挟まったほこりや髪の毛、ふけなどを除去し、要は紫外線でページの中まで殺菌できるということでございます。また、たばこやペットのにおいなども取り除くことができるということでございました。

私の周りにも本の好きな人がたくさんいらっしゃいます。よく図書館を利用するということで、以前も提案させていただきましたが、今回、前向きな御答弁を——予算のかかることですので市長に飛びましたけど、前向きなすばらしい回答をいただきましたこと、改めて感謝申し上げたいというふうに思います。

施設の感染防止というところで、例えばその施設に応じた、要は感染防止、予防というのが多分いろいろあると思います。会議で使用されるような場所であれば、例えば皆さん靴で来てスリッパに履き替える、でもこのスリッパの消毒機というのは、実は大道公民館にございます。ほかの公民館はどうなのかといたら、ないところのほうが多いわけでございます。その辺は、やはりこういうときでございます。臨機応変にいろんなところでアンテナを張っていただいて、いろんなところで変動に強い防府市にさせていただきたいということを強く要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、10番、山田議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、20番、山根議員。

〔20番 山根 祐二君 登壇〕

○20番（山根 祐二君） 「公明党」の山根祐二でございます。学校のICT化等について、質問をいたします。

2019年12月13日に閣議決定された、GIGAスクール構想とは、子どもたちの未来を見据え、児童・生徒向けの1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想です。

GIGAとは、Global and Innovation Gateway for Allの略で、誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICTに向けた施策です。

防府市は、令和元年度補正予算と令和2年度当初予算をあわせ、ICT教育推進事業において、全市立小・中学校に高速通信ネットワークを整備するとともに、タブレット端末を児童・生徒に1人1台配備、大型提示装置をクラス1台配置します。

また、ICT活用教育推進員を配置し体制を強化します。

そして、令和3年度からは、全市立小・中学校児童・生徒1人1台のタブレット端末を

利用した、ICT教育の一斉開始の予定でありました。

しかし新型コロナ禍において、全国的に学校が長期休業となり、本市においても3月2日から小・中学校が休業となりましたが、5月25日に各学校において適切な感染防止対策の実施が確認できたことから授業が再開されました。

さて、文部科学省による令和2年4月16日時点での、公立学校における休業中の家庭学習調査結果が発表されました。これによると、教科書や紙の教材を活用した家庭学習は100%、テレビ放送を活用したものが24%、教育委員会が独自に作成した授業動画を活用したものが10%、それ以外のデジタル教科書やデジタル教材を活用した家庭学習が29%、同時双方向のオンライン授業を実施したものが5%、その他が12%でした。

コロナ休業での対応の一例ですが、東京の全校575名の児童が学ぶある私立小学校は、コロナウイルスによる休業前の時点では、校内のどこでもネットワークにつながるように教室・グラウンド・体育館に無線LANが完備されており、全教室には電子黒板と実物投影機も設置され、デジタル教科書やノートを投影してICT機器を活用した授業が行われていました。

次のステップとして、文科省のGIGAスクール構想に伴って、1人1台の端末貸与を進める予定でした。ところが自宅での学習をすぐに提供しなければならない事態になったため、まずはコロナ休業対応で出版社から無償提供されているワークシートを印刷し、全校児童に郵送することから始めました。

次に、無償で開放されているオンライン教材を児童に配信しました。また、教諭らがiPadのカメラで撮影した動画を、子どもに届ける取り組みも始めました。既に全学年に授業動画を配信しており、家庭からは「先生の動画を何回も繰り返し見て過ごしています」「先生が紹介したつくり方を見ながら料理をつくってみました」といった声が寄せられていて、動画の再生回数とともに教諭らの励みになっているそうです。

池田市長は5月25日の定例記者会見で、今年度には児童・生徒への1人1台タブレットを配備し、授業支援アプリを導入し授業で活用する。さらに、新型コロナウイルス感染の第2波、第3波などにより、再び感染が拡大し臨時休業となった場合には、ICTを活用した家庭学習等で対応したいとされています。

そこでお尋ねします。今回のコロナ休業中の本市児童・生徒の家庭学習の状況についてお聞かせください。コロナ休業により学校のICT化は、学校再開後も進めなければなりません。

国会で、令和2年度補正予算が成立し、GIGAスクール構想の加速による学びの保障に2,292億円が計上されました。この中には、家庭学習のための通信機器整備支援

147億円、学校からの遠隔学習機能の強化6億円、「学びの保障」オンライン学習システムの導入1億円、学校ネットワーク環境の全校整備を支援71億円等があり、目的として災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早期に実現するとあります。

学校休業中の4月21日に、文科省はICTを活用した学習が有効だとし、家庭の端末やネット環境を借りてでも実施せよ、と全国に通知しました。環境が整っていない家庭には学校にあるICT機器を貸し出すとか、パソコン室を解放するなどの形でやったところもありました。

しかし、地域によって取り組みに差が出てきています。学校が再開されても、3密を避けるためには、時間短縮や分散登校になるかもしれません。感染第2波がきて、再び学校に通えなくなるかもしれません。災害で休業になる可能性もあります。今のうちからプリントを配付することやオンラインでやることをトータルで組んだ、学習カリキュラムをつくる必要があります。コロナが収束するまでの今後の学ぶ機会の確保について、御所見を伺います。

市長が記者会見で、小・中学校において、運動部活動や文化活動において、多くの大会や発表会が中止となっているため、児童・生徒の気持ちを考慮し、その活躍の場の提供について、教育委員会で検討していると述べられていますが、中止となったもの、あるいは中止が決定したものはどのようなものがありますでしょうか。また、代替措置を含め、子どもたちの思い出づくりについてお考えを伺います。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 20番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山根議員の、学校のICT化等についての御質問にお答えいたします。

現在、多くの市民の方々がスマートフォンやタブレット端末を保有されており、それらを使用したサービス等を利用されています。今後、世の中の情報化がさらに進み、このようなICT機器は、私たちの生活や仕事に欠かせないものとなると思われま

す。子どもたちが近い将来、当たり前のようにICT機器を主体的に活用することができるよう、学校教育の中において日常的にICT機器を活用した教育活動が展開されることは、必要不可欠であると考えております。

昨年12月、防府市出身の現東京都副知事の宮坂学氏が、防府読売マラソンに参加されました。その際と、またその後、上京し副知事室でお会いした際に、グローバル化やデジ

タル化が進む令和の時代におけるインフラ整備の必要性についてのお話を伺いました。ちょうど、国のGIGAスクール構想の話が出ているときでもございましたので、戻って江山教育長に教育現場としての意見を求めたところ、ICT環境の早急な整備と運用について、防府市の教育にとって必要不可欠であり、整備を急いでほしいとの意見を伺いました。

これを受けまして、国のGIGAスクール構想は令和5年度までの段階的な整備計画でしたが、私としては、子どもたちのことを考え、教育の平等性を重視し、国の示した段階的な整備ではなく、令和2年度内での高速大容量の通信ネットワークの整備及び全ての小・中学校の児童・生徒に1人1台端末を配備することを決断したものでございます。

その後、新型コロナウイルスの感染拡大によって、教育におけるICT環境の必要性がさらに重要視され、また、その整備が注目されることになりました。防府市では、他市に先駆けて児童・生徒1人1台端末を整備することになりますが、大切なのはこのICT環境を最大限に生かし、子どもたちの未来への有効な手だてとしていくことであります。

今回のICT環境の整備が、防府市の子どもたちの生きる力を育むとともに、再び新型コロナウイルスの感染が拡大した場合にも、学びの保障の備えとなるよう、教育委員会が主体となって体制を整えてまいります。

臨時休業中の家庭学習の状況等、その他の御質問につきましては、教育長が答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 学校のICT化等についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、国のGIGAスクール構想とは、誰一人取り残すことなく子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けた施策であります。

現在、社会全体は長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況にあります。このような中において私は、子どもたちの学びをしっかりと保障しなければならないと考えております。子どもたちがこれから先の予測不可能な未来社会を主体的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育むためには、子どもたちの学びをとめるわけにはいきません。そのために、感染症対策の徹底と学びの保障とを同時に進めていくことが大切であると考えております。

まず、1点目の今回の休業中の家庭学習の状況についてお答えいたします。

本市では、新型コロナウイルスの影響により児童・生徒の安全確保のため、去る3月2日から5月22日のうち、39日間を臨時休業といたしました。その際、全ての小・中学校に

において、家庭で計画的に学習を行っていくためのプリント等の課題を用意し、学びが途切れないように努めました。

また、休業期間が延長となった際には、学校での課題の受け渡しを行うとともに、休業期間中の児童・生徒の学習状況や心身の健康状態を把握するため、家庭訪問、電話連絡などを行っております。

さらに、学校のホームページを活用した授業動画の配信、ウェブ会議アプリを使用し教員と生徒との交流など、試験的にICTを活用した例もございます。

このように休業期間中も各学校ではさまざまな取り組みを進めており、5月25日の再開をスムーズに迎えることができいております。

次に、2点目の今後の学習機会の確保についてお答えいたします。

本市では夏季休業を一定期間短縮するとともに、教育課程の組み替えや学校行事等の精選などさまざまな取り組みにより、学習のおくれを取り戻すこととしております。また、夏季休業中の授業日には、保護者の負担を少しでも減らすことができるように、全ての小・中学校において児童・生徒に給食または弁当を、市の予算で提供したいと考えております。

今後、再び感染が拡大した場合は、可能な限り分散登校等を行い、児童・生徒が学校で学ぶ機会を確保していきたいと考えております。

また、タブレット端末の配備計画を可能な限り前倒しするとともに、自分の習熟度にあった学習ができるような学習支援アプリを導入することも計画しております。

各学校では、今回の臨時休業を教訓として、児童・生徒が家庭においても主体的に学習を進めることができるような、多様な方法について、指導も行っているところです。

最後に、3点目の子どもたちの思い出づくりについてお答えします。

今年度は、運動部や吹奏楽部の全国大会が中止となったことを受け、これまで県や市で開催予定であった予選会も全て中止となりました。さらにその他各団体が主催する大会のほとんどが中止となり、児童・生徒が日頃の練習の成果を発揮する場が失われております。教育委員会といたしましては、児童・生徒にその成果を発揮できる機会を設けられるよう、各団体と連携しながら次のとおり計画しております。

まず、中学校の運動部活動については、8月にキリンレモンスタジアム等を会場として行う予定であった秋季体育大会を、今年度は特別に「2020防府カップ大会」として、防府市中学校体育連盟との共催により実施することにしました。

吹奏楽部の発表の場としては、10月の防府市公会堂こけら落としの際に、市内の小・中学校全ての吹奏楽部が演奏を披露する場を設定する予定としております。また、コロナ

ウイルス感染症対策を行った上で、各学校における定期演奏会を開催するなど、学校と知恵を出し合いながら、児童・生徒の活躍の舞台を探ってまいります。

さらに、卒業年時の児童・生徒にとって楽しみの一つである修学旅行については、行き先や開催時期を変更し、可能な限り実施するように各学校に働きかけ、児童・生徒の思い出づくりを支えてまいります。

教育委員会といたしましては、今後も児童・生徒の命と安全を守ることを最優先としながら、新しい生活様式に基づいた学校教育の充実を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○20番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。市長からも力強い御答弁をいただきました。

ICT機器は欠かせない、必要不可欠なものだという御認識のもと、さまざまな計画を前倒ししていただき、力強く体制を整えていっていただくという御答弁であったと聞いております。

教育長からは、子どもたちの学びを保障していかなければならないということで、今回の休業中の状況についても聞かせていただきました。さまざまな方策を用いてプリントによる課題、あるいは家庭訪問、電話連絡、中にはウェブ動画を配信したということで、知恵を絞ってさまざま努力をしていただいたというふうに聞かせていただきました。

また、今後については、状況を見ながら分散登校などもあるかもしれないということで、タブレット計画も前倒ししながら、学習支援アプリなども取り入れながら進めていくというような御答弁をいただきました。

また、思い出づくりについては、いろいろほとんどの行事が中止になったということではありますけれども、中学校については、体育連盟と連携した新たな大会を行っていく、吹奏楽部については、10月に公会堂での演奏を予定しているということもありました。

気になっていた修学旅行でございますけれども、教育長からは可能な限り実施していくというような御答弁ありましたので、本当に自分のことを考えてみても、この修学旅行の思い出というのは、子どもたちに大きなものではないかと思っておりますので、もちろん安全に配慮しながらではありますけれども、しっかり実施していけるものなら、実施していただきたいなと思っております。

答弁にもありましたけれども、タブレットを導入していくわけでございますけれども、1人1台の端末整備につきましては、国の予算では1台当たり4万5,000円が上限として予算がついておりますが、この1人1台の端末についてお聞きしたいと思っております。

このOSとか、それから導入していく機器について、その形態について、どのように計画をされているのかお聞かせください。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（能野 英人君） 御質問にお答えいたします。

ICT端末、タブレットの機器等でございますが、GIGAスクール構想で児童・生徒に整備する機器につきましては、本市で実績がございますiPadの導入を考えております。

また、もともとWi-Fi方式でタブレット端末の導入を考えておりましたが、このたびの新型コロナウイルス感染の第2波、第3波にも備えるため、環境に左右されず家庭学習ができるセルラー方式のタブレット端末を導入し、学びの機会の確保に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○20番（山根 祐二君） ありがとうございます。

当初のWi-Fi方式からセルラー方式で導入していくと、iPadを導入していくということでした。

これを導入するに当たりまして、学校で機器を使う場合に学校教室のWi-Fi環境というのが、非常に関係してくるのかと思えますけれども、学校の通常教室でのWi-Fi環境の整備はどのようになっているのか、できているのかどうか。また、特別教室や屋内運動場も授業で活用するのであれば補助の対象になるというふうに聞いておりますけれども、こういったところのWi-Fi整備についての計画は、どのようになっているのでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（能野 英人君） お答えいたします。

学校内での環境についてでございます。まず、学校内1人1台端末を配備して、全ての端末が同時に接続が可能となるような環境整備を、昨年度の補正で予算化しておりますので、この夏以降にかけて環境整備をしてまいります。それはWi-Fi方式でございます。

例えばグラウンドで校外学習でもし使うことがあった場合などについて、Wi-Fiが届かないということも想定されますが、このたびセルラー方式に変えますので、その際は、セルラーによってつながるといことになりますので、支障なく児童・生徒及び教員が使える環境になると思っております。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○20番（山根 祐二君） セルラー方式であればW i — F i 環境がなくても使えるわけですが、屋内運動場、体育館のW i — F i 環境というのは、これは学校の事業としては整備する計画はないと、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（能野 英人君） お答えいたします。

体育館、屋内運動場につきましては、今、セルラー方式での接続を考えております。

（後刻訂正あり）

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○20番（山根 祐二君） わかりました。

なぜ聞いたかと言いますと、学校の整備のところで国の予算が使えるわけで、もし屋内運動場にW i — F i 環境を整えば、災害時には一般の方が利用できるんじゃないかというふうに考えたものですから、もし計画があればいいなというふうに思って伺いをしました。

学校で、1人1台の端末を使うわけでありまして、それを例えば家庭に持って帰って使うとか、第2波、第3波のときにそういう必要性が出てきた場合のことを考えると、セルラー方式であれば家庭のW i — F i 環境は考えなくてもいいんですけれども、そうすると今度、通信料金の問題が出てきますので、そういったところで家庭の整備環境というのをどのように考えていらっしゃるか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（能野 英人君） 御質問にお答えいたします。

家庭での環境についてなんですが、今、政府のほうでもW i — F i 環境がない家庭が大体2割程度あるというふうに言われております。防府市も同様ではなかろうかというふうに思っており、今調査中なんでございますが、その環境のない御家庭に関しましては当然、セルラー方式によって……ギガのプランは今考えているところなんですが、その通信料を使って接続をすると、W i — F i 環境がある御家庭については、その御家庭のW i — F i につないで使えることができないかどうかを、あわせて今、考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○20番（山根 祐二君） ありがとうございます。これから第2波、第3波が来ないとも限りませんので、そういったときの状況を考えて、まずは調査をしっかりしていただいて、そうなったときの子どもたちの学びの場を確保するというのを主眼において、こ

れからさまざまな計画を練っていただきたいと思います。よろしく願いをいたしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、20番、山根議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、12番、田中健次議員。

〔12番 田中 健次君 登壇〕

○12番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中でございます。感染対策の亚克力板がありますので、マスクを外して質問をさせていただきたいと思います。

質問の第1は、新総合計画についてであります。

現行の第四次防府市総合計画は今年度が最終年度となるため、2021年度、令和3年度を初年度とする新たな総合計画の策定作業が進められています。

その策定方針が、市議会には3月に説明がされ、新型コロナウイルス感染症対策で開催ができていました、市民や各種団体等の代表で構成する市民組織「明るく豊かで健やかな防府創出会議」の1回目の会議も、この6月初めに開かれました。その際に、8月に予定されている第2回会議には骨子案、11月の会議には素案が示されるとのスケジュールも示されておりまして。

市長はこの総合計画について、計画期間をこれまでの10年から5年にするということ、具体的でわかりやすく実行性を重視した計画、コンパクトな計画という趣旨の発言をされていると思います。

しかし、本市における最上位の計画であり、まちづくりの基本的な構想を示すという性格上、コンパクトにできる部分とできない部分があるように思います。まだ骨子案も示されていませんから、どのような形でできてくるのかよくわからない状況で、疑問だけが膨らんでまいります。

そこで1番目に、どのような構成、章立てを考えているのか、この点について、まずお伺いいたします。

2番目に、現計画の序章にある「時代の潮流」、つまり時流の分析を記載することが必要ではないかということについてお伺いいたします。

今後の総合的な行政戦略を考える上で、まず第1にすべきことは、今がどのような時代であるかを明らかにしていくことだと思います。もちろん、市民アンケートなどの手法で、市民がどのような要望を行政に対して抱いているのか、それを把握して政策化していくことも同時に重要です。しかし、そうしたさまざまな施策を政策として体系化していくため

には、今がどのような時代であるのかを明らかにしていくことが必要で、いわば、政策の幹をつくることになるのではないかと思います。現計画にある時代の潮流、時流の分析を記載することは必要ではないかと考えますが、市執行部の御見解をお伺いいたします。

また、これに関連し、今まさに新型コロナウイルス感染症とどう向き合うのか、さまざまな対応を迫られています。と同時に、これからの時代がどう変わっていくのかという点も模索され始めております。

都市集中から地方分散へというようなことも言われ始めています。どうなっていくのか、まだまだ混迷しているとしか言えない状況ですが、これからの時代を考える上では、コロナ後、あるいはコロナ共生社会の視点が必要ではないかと考えます。これに関しても、市執行部のお考えがあればお示しいただければと存じます。

3番目に、現計画の基本構想にある土地利用の基本的方針に関してお伺いいたします。

2011年、平成23年8月に施行された地方自治法改正により、市町村基本構想の策定義務を定めた、地方自治法第2条第4項が廃止されました。この基本構想の策定義務廃止に伴い、多くの行政計画では、基本構想に即する義務づけが廃止をされました。ある意味では当然であります。ところが、都市計画法に基づく市町村都市計画、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画など、土地利用規制を含む計画では、こう条文にあります。「議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想」これに即するとの条項がそのまま残されているわけでありませう。

そのため、新総合計画でも、現総合計画の基本構想部分にある土地利用の基本的方針を、これまでどおり記載することは必要ではないかと思われませう。この点についての、市執行部の御見解をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 12番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めませう。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中健次議員の、新総合計画についての御質問にお答えいたします。

本年3月議会の一般質問で私は、新たな総合計画——第五次総合計画になりますが、昭和38年に制定された防府市民の誓いを踏まえ、「明るく豊かで健やかな防府」という将来展望の実現に向けた計画とすること、具体的で実行性を重視したわかりやすい計画とすること、計画期間については、長期的な展望を見据えた上で、令和3年度から令和7年度までの5年間とすること、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略と防府市行政経営改革大綱を総合計画に統合し、一体的に推進することなどを御答弁申し上げました。

また、3月25日には議員の皆様には、現在の計画、第四次総合計画の検証や新たな総合

計画の策定方針について、御説明させていただきました。その後、去る6月4日には、市民の皆様や学識経験者等で構成いたします、「明るく豊かで健やかな防府創出会議」を開催いたしました。委員の皆様からは、新型コロナウイルスによるさまざまな影響についてのお話をお聞きすると同時に、本市の各分野における現状や課題について御意見をいただいたところであり、こうした御意見を踏まえ、よりよい計画をつくっていききたいと申し上げたところでございます。

そこで3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の計画の構成、章立てについてです。

冒頭に申し上げましたとおり、このたびの総合計画の大きな特徴として、総合戦略と行革大綱を統合することが挙げられます。具体的な構成につきましては、これらの統合を軸に、重点施策の具体的な取り組み内容をお示しするとともに、本市の現状やまちづくりの基本目標、目指すべき将来像などを盛り込み、わかりやすくお示しすることとし、具体的な構成、章立て等を検討しているところでございます。

次に、2点目の計画への時代の潮流、時流の分析の記載についてです。

行政報告でも申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症により世界中の人々の生活は一変し、本市においても第2波、第3波を警戒しながら感染拡大を予防する、新しい生活様式を実践していかなければなりません。「明るく豊かで健やかな防府創出会議」の御意見にもありますように、新型コロナウイルス感染症の影響等も、当然しっかりと踏まえていく必要があると考えており、田中健次議員からの御提案も参考にさせていただきます。

次に、3点目の計画への土地利用の基本的方針の記載についてです。

土地利用の基本的方針につきましては、駅周辺のまちづくりや防災公園、広域交通網など計画に掲げる重点施策のベースとなるものであり、また、その方針に即して都市計画などの個別計画を策定するものでありますことから、土地利用の基本的方針につきましても、総合計画の中でお示ししたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、策定作業が少しおくれておりますけれども、今後、精力的に取り組ましまして、当初のスケジュールどおりに素案等をお示しし、来年度から新たな総合計画に入れるように努めてまいりたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○12番（田中 健次君） それでは、再質問というのか、意見を少し述べさせていただきます。

章立てについては今の時点では、まだもう少し具体的にお示しできないということだろうと思いますが、私が考えておりますものと、そう違わないような感覚を受けましたので、その辺で今の時点は了としておきたいと思います。

それから、時代の潮流ということの中で、コロナ後、あるいはコロナ共生社会、市長は新しい生活様式というような言葉を言われましたが、ひとつここで、ぜひ私が言いたいのは、対応としてのマニュアルをつくっていくということではなくて、むしろ新しい時代に即応して、戦略的にそういう変わっていく社会にどう攻めていくのかということか、そういう視点をぜひつくっていただきたいということでございます。

既に、新聞などではコロナ後の社会だとか、テレビでも時々そういった番組が出ております。それからそういった感じの本も何冊か出始めております。その中で例えば、これは京都大学の藤井聡さん、石田議員がよく引用される学者先生ですが、この方は、今後は地獄のような大不況、食糧危機が来るというふうに書かれて、自給自足だとか、社会が中国に部品を依存していたということについての反省だとか、いろんなことも出てくると思います。それから長崎大学の山本太郎——都知事選に出ている人と同姓同名の方になりますが、この方はパンデミックは社会変革の先駆けになるということで、ペストの後の中世が変わって、教会の権威が落ちて宗教改革になったり、それからルネッサンスになったりと、それからたくさんの方が死んで、働く者の賃金が、そういった者の身分が上がったというようなことが言われております。

それから、都市集中から地方分散というようなことも言われております。ただ大きな産業のない地方が、経済的にはやっぱり苦しいわけで、そういった地方が全てみんなこれによって変わっていくということにもならないだろうと思います。そしてまた、雇用については、正規、非正規の差というものが、今回の中で、雇用の不安定という問題で出てきてもおります。

しかし逆に、エッセンシャルワークということで、市でいけばごみの収集の方、それから保育士さん、こういったどちらかというとなんか高くない賃金の方が重要だと。それから、世の中ではトラックの運転手だとか、それからそういった人たちが非常にエッセンシャルワークで、社会において大事だと。逆に我々はあまりエッセンシャルワークでないということを感じておりますが、そういったことが変わっていくだろうと思います。

それでぜひお願いしたいのは、そういった議論を庁内で、ぜひしていただきたいと。企画課サイドとあるいは市民組織だけではなくて、こういった総合計画つくるときに市民参加ということも言われますが、最近では同時に職員参加と、全庁的にやっぱり計画をつくっていくということが、企画課の職員であれば、それはごく限られた人になります。その

人たちは3年とか5年のうちにはよその部署に行ってしまうということになりますので、ぜひ職員参加というようなことを、非常にスケジュール的には厳しいのかもしれませんが、その辺のところを、ぜひ要望しておきたいと思います。

もし、その辺で御答弁がいただければ、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） お答えいたします。

総合計画を策定するに当たりまして、庁内でしっかり議論をしていただきたいということでございます。

今、さまざまな新型コロナへの対応ということを具体的に考えていく中で、今後、策定を進めていくわけですが、庁内としては事務的に各部局と詰めたものを月1回程度、部長会議ということで各部局長の集まるもとで情報を共有して、また議論をするなりして、今後、骨子案、素案という形で進めていくというふうに考えておるといふか、そういうことで進めてまいります。

いろいろ今、御提案ございました点についても、しっかりと踏まえまして進めていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○12番（田中 健次君） わかりました。土地利用については、しっかり私の意見を踏まえて対応いただけるようなので、大きな2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

質問の第2は、庁舎建設基本設計のパブリックコメント実施結果についてであります。

新庁舎基本設計案に対するパブリックコメントの実施結果は、市のホームページ等で6月1日に公表されました。公表された資料を見ますと、35人の方から108件の意見が寄せられ、その中で意見が多かったのは、防府警察署の市庁舎敷地への移転、立体駐車場、災害時の敷地利用、この3つについてであります。

私は、この市庁舎建設に関わる調査特別委員会の委員長であり、本来ならば特別委員会の場でこうした課題についての協議を、むしろ整理していく立場であります。市執行部はこのパブリックコメントの実施結果について、全員協議会や特別委員会を開催する考えはないとのことでありました。

パブリックコメント後は基本設計から次の実施設計に、これから進んでいくということになると思いますので、パブリックコメントで示された市民の意見を私なりに検討・整理し、この場で質問させていただくしかないなと思い、質問させていただく次第でございます。

す。

そこで1番目に、警察署の市庁舎敷地への移転の可能性についてお伺いたします。

パブリックコメントの実施結果で示された市の考え方では、警察署の移転については将来的な課題とし、防府警察署の更新時期に合わせて市庁舎敷地への移転を前提に検討を行うとの回答であり、現時点で具体的な計画等はありません、となっております。県内の警察署で更新が必要な警察署は、ほかにも数カ所あり、更新がいつになるのか、また移転の可能性についてどう考えておられるのか伺います。

2番目に、1号館解体跡地に警察署が移転すれば、警察署への車の出入りは不便となり、道路交通上問題が生じると思いますが、この点についてはどう考えているのか伺います。

現在多くの市民は、市役所に入るには南北に走っている県道から2つの出入り口のいずれか、1号館に近い出入り口、あるいは信号機のついている4号館に近い出入り口を使用されていると思います。この4号館に近い出入り口は、信号機がつく前は、もう少し桑山側にありました。現在の位置に入り口を変更する際に、1号館に近い出入り口は将来には閉鎖するとの説明を受けた記憶がありますし、また、新庁舎の基本設計でも、南北に走っている道路の出入り口は、現在、信号機のついている1カ所だけとなっております。

警察署が仮に1号館解体跡地に移転すれば、将来は閉鎖するという1号館に近い出入り口よりも、さらに交差点側に警察署の出入り口をつくることとなり、あまりにも交差点に近くなり交通安全上、問題が生じるように思われます。出入り口をつくらなければ問題は生じませんが。交差点から南へ進んで右折して移転後の警察署へ入ろうとする車両があれば、交差点近くで渋滞となることが懸念されます。

また、市役所の北側を東西に走る道路は、交差点近くでは合わせて3車線となりますが、その手前では2車線であり、遠いほうの車線から右折して移転後の警察署に入ることは、交差点にも近くて難しいように思われます。交差点にこれだけ近い場所は、警察署の用地としては道路交通上、不適格な土地のように思われますが、どうお考えでしょうか。

3番目に、立体駐車場に関してお伺いたします。

警察署の移転時期がはっきりしないこと、また1号館解体跡地は警察署の立地場所としては交差点に近すぎて、市民は今以上に不便となり、道路交通上も問題があるように思われ、このような場所に警察があえて移転するのか、私には疑問に感じます。

そこで、少なくとも警察署の移転を県が決定するまで、立体駐車場の建設は留保し、1号館解体跡地を平面駐車場や他の用途に利用しても良いのではないかと思います。平面駐車場とすれば、それだけ建設費も圧縮できて財政上有利となりますが、いかがでしょうか。

議会の特別委員会が昨年に視察した伊賀市では、立体駐車場の建設をやめ、かわりに新たな土地を購入して平面駐車場を整備し、建設経費を圧縮しておりました。この点について、執行部の御答弁をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 御質問にお答えいたします。

お尋ねの新庁舎基本設計案に対するパブリックコメントにつきましては、去る2月25日から3月25日にかけて実施いたしております。議員御案内のとおり、35名の方々から108件の御意見をいただきましたので、現在それらの御意見に対する市の考え方や対応を実施結果として取りまとめ、各公民館等で公表しているところでございます。

まず、1点目の警察署の市庁舎敷地への移転の可能性についての御質問でございます。

警察署の市庁舎敷地への移転につきましては、平成30年8月23日開催の庁舎建設調査特別委員会でお示しいたしました、現庁舎敷地を中心にした行政ゾーンの形成という取組方針に基づき、同年10月12日に議会と一体となって県に要望した項目のうちの一つでございます。

平成31年4月に、県から要望に対する回答をいただきましたが、警察署の移転につきましては将来的な課題とし、防府警察署の更新時期に合わせ、市庁舎敷地への移転を前提に検討を行うという内容でございました。それ以降、現在までのところ、具体的なお話は伺っておりません。

次に、2点目の1号館解体跡地に警察署が移転した場合の市民の車の出入りにつきましては、警察が移転を検討される際の、重要な項目の一つとなると考えられます。いずれにいたしましても、市として、まずは新庁舎の出入り口につきまして、来庁者の安全を第一に検討してまいりたいと考えております。

最後に、警察署の移転が決定するまで立体駐車場の建設を留保してはどうかとの御質問でございますが、立体駐車場につきましては警察の移転の有無にかかわらず、市及び県の資材用、防災用の倉庫を整備するにあたり、庁舎棟とは別に比較的安価な別棟として建設するにあわせて、その上部を駐車場として利用することで、土地を有効活用するものでございます。立体駐車場の2階と、庁舎棟及び福祉棟の2階を段差なく結ぶことで、福祉関係フロアへのアクセスが、安全かつ容易になること、雨天時にも傘を差さずに庁舎にアクセスできること、さらに発災時には社会福祉協議会が運営するボランティアセンターと一体運用することで、応援人員や救援物資の受け入れ等を天候に左右されない広いスペースで行えること等、導入のメリットは大きいと考えております。

また、公用車等の駐車場につきましては、国の市町村役場機能緊急保全事業による対象

になりまして、交付税措置がいただけますので、庁舎と一体的に整備する必要がございます。また、その上で、さらなるコスト削減や工期短縮のため、国土交通大臣認定の既製品を採用する予定としております。

なお、1号館解体跡地につきましては、当面の間、平面駐車場や多目的広場等として利活用することを想定しております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○12番（田中 健次君） 丁寧な御回答、ありがとうございました。

警察署のほうは、その後、特にないということですが、山口県警のホームページを見ると県内の警察署がいつ建てられたのかということが出ております。それを見ますと、県内の警察署の中で防府警察署は4番目に古いと。つまり防府警察署よりも3つ古い警察署があって、これの建て替えのほうは時間順、建設順ということであれば優先されるんではないかと思ったりします。一番古いのは下関にあります。これは規模が小さい警察署だと思えますが、小串警察署が防府警察署よりも4年前にできております。その次の年には山陽小野田警察署、そして光警察署、これは1年ずつの間隔でできておって、それから2年、間を置いて防府警察署ができています。防府警察署の後には周南警察署が1年後にできているということで、人口の大きな市を優先するという事になれば、1年の差はむしろ逆転されるんじゃないかという気もいたします。

県の公共施設マネジメント基本方針、平成27年3月につくっておりますが、これによりますと鉄筋コンクリートの建物は60年ということで、60年ということであれば昭和46年、1971年に建てられた防府警察署は、2031年、10年ぐらい先には建て替えないといけないということになります。それを言い出すと防府市は4番目ということになります。それでこの間、山口県では平成31年に山口警察署、平成24年に柳井署、平成20年に山口南署、この10年ちょっとの間に、3つほど建て替わっております。それから、下松署と長府署は耐震補強をしてそのまま使うという形になっております。

そういうことを考えると、防府警察署が建て替わるのはかなり先になるんじゃないかと、そういうことであればあんまり立体駐車場、本当に警察が来るのかどうか、そういうことを考えたときに、あまりそこに先行投資することは無駄になりませんか。公用車の分は、何か補助金の対象になるということであれば、公用車と雨の日用に市民がとめられることだけを考えて、かなりのものを平面駐車場という形で、1号館解体跡地を利用するというのが一つの懸命な方法ではないか。

県の昨日の予算発表を見ると、残りの財調は9億円しかなくなると。多分、国から補填

がくるから、それで終わるといえることはないと思いますが、そういったこともぜひ考えていただきたいと思います。

それで、市の庁舎への車の出入り口に一つは悪影響が出るのではないかと、県の警察が来て、それによって、その場合にはどうするのかということも考えないといけないと思います。

先ほどの答弁の中で、市長と議長がというようなお話もありましたが、平成31年の2月14日の特別委員会の場で、警察署の誘致、これについて私は意見を当時申し上げました。こういうふうに申し上げました。

警察署については、今、防災広場として確保している土地を警察の用地にするという、全てではないんでしょうけれども、全てなんですけどもね、結果として。そういうことでいくと防災広場といった機能が低下するんじゃないかと。そういうことでいけば、それについては——それというのは警察のことですが、それについてはもうちょっと慎重というか、私はむしろそれ——警察ですね、警察が必要じゃないんじゃないかということ意見を申し上げておきます。ということ、昨年の2月の特別委員会で私なりの意見表明はしておりますが。

県の職員の経験からの、市長の一つのアイデアを示されたんだろうと思いますが、今後、パブリックコメントの結果などは、やっぱり重く受けとめて、懸命な判断を今後させていただきたいということを申し上げたいと思うんですが、もし御答弁なり感想なりがありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 2月の特別委員会で議員がおっしゃったことは、よく記憶しております。

そもそもアイデアは防災空地というのでどうだろうか、というようなところがスタートだったと思うんですけど、防災空地といいますか、今先ほど総合計画のところ、ちょっと出ましたけれども、防災公園というのを市内でどういうふうに整備していくかという、総合的な考え方の中で、今の1号館跡地が約5,000平米でございますので、市内での防災公園の一つのセンターとしてつくっていくには、いささか狭くないかというようなことも考えまして、たまたま道挟んで隣に警察署がいらっちゃって、ちょうど同じぐらいの面積でしたので、いかがでしょうかということで御提案差し上げたところであります。

それから、先ほどの警察の建て替え計画などについても、我々は何もちょっと伺っておりませんので、何もわかっておりません。このたび、議員にそういった指摘を受けたので、少しは県ともお話がしやすくなったかなと思いますので、情報収集には努めたいというふ

うに思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○12番（田中 健次君） わかりました。情報収集もし、防府市が損をしないように、場合によったら交通安全上考えたら、純粹に、交通安全上だけ考えたら立体駐車場を警察と一緒に使うというのが合理的なのかもしれません。ただ、その問題になるとパブリックコメントで示された、警察には留置場があったり、いろいろなものがあって安全・安心なのかだとか、そんな問題も出てまいりますので、それは私はあんまり勧めたくはないわけですが。例えばそんな選択肢も先には、交通のことを考えたら出てくるんじゃないかと思えます。

もしそういうふうになれば、それはやはり県ときちんとした応分負担をしないといけないし、やはり基本的には——市のあるOBの方から手紙をいただきまして、同じ市の内部にある消防署が別のところにあるのに、何で警察が市の庁舎にくるのかと、こんなお手紙もいただきましたけれども、それ非常に率直な市民感情だろうとも思うんです。そういったこともぜひ考えていただきたいということだけ要望して、私のこの2つ目の質問を終わります。

続いて、質問の第3は災害対策についてであります。

今回取り上げる防災基本条例の制定と避難確保計画については、池田市長になられて間もない一昨年の9月議会でも取り上げた課題ですが、その際の御回答は十分なものとは言えませんでした。私たち議員の任期も残りわずかであり、改めてこの議会で取り上げさせていただくものであります。

1番目に、防災基本条例を制定すべきではないかということについてお伺いいたします。

防災基本条例については、前市長時代の2017年、平成29年9月議会と、先ほど申し上げた2018年、平成30年9月議会において、県内では宇部市、山陽小野田市が防災基本条例を制定しており、防府市でも制定すべきではないかと申し上げました。都道府県レベルでも、全国で半数以上が何らかの防災に関わる条例を制定しています。

条例で定める項目としては、一般的には、条例の目的と目標、行政の役割、事業者や市民の役割があります。これらを基本に、行政に関しては建築物等の災害対策、情報収集及び連絡体制の整備、災害時要援護者への対応、防災意識の啓発・知識の普及、自主防災組織等への支援、応急体制の構築などが定められています。また、事業者に対しては、管理する施設・設備の安全性確保、地域との連携など、市民に関しては、防止知識の習得、食糧の備蓄、防災活動への参加などが定められています。

そして、条例を制定することの効果として、4つのことが言われますが、第1に目標、理念の明確化、第2に長期な政策実施の法的担保、第3に適正な手段の法的保証、第4に自治体内部の制度・予算・組織の法的基盤、以上の4点が言われております。

こうした防災基本条例を制定することは市民、事業者、防災組織などの役割や取組事項を法的裏づけを持って、自助、共助、公助が一体となった地域防災力の向上を目指すこととなると思いますが、いかがでしょうか。市執行部のお考えを伺います。

2番目に、要配慮者利用施設における避難確保計画策定と訓練の実施についてお伺いいたします。

地球温暖化による気候変動により豪雨が近年に頻発し、また被害の規模も大きくなってきています。こうした状況に対し、国は水防法の改正を進め対策を講じてきました。

今回の一般質問に関連する水防法の改正を紹介しますが、2013年、平成25年の改正で、浸水想定区域の要配慮利用施設等における洪水時の避難確保計画の作成と訓練を努力義務といたしました。そして、2017年、平成29年の改正では、この避難確保計画と訓練の実施を義務というふうにいたしました。

2018年、平成30年9月議会で、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難計画作成と訓練の状況はどうなっているのかについてお尋ねしました。その際の御回答を要約すると、佐波川、柳川、馬刀川の洪水浸水想定区域内における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設は157施設あり、116施設は計画を策定しておりますが、41施設は未策定であり、また避難訓練を実施している施設は35施設にとどまるというものでした。

また、計画未策定の状況についてお伺いしたところ、高齢者施設は全てが計画を策定していましたが、障害者施設が19、児童福祉施設が5、医療施設が2、これは教育委員会が関連するわけですが、小・中学校が14、幼稚園が1、以上の41施設が計画未策定でありました。

そこでお尋ねしますが、あれから2年弱経過いたしますが、現在では避難確保計画の策定状況、訓練の実施状況はどうなっているのでしょうか。どの程度改善されておるのでしょうか。御回答をお願いします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 田中議員の災害対策についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の防災基本条例の制定についてでございます。

本市におきましては、災害対策基本法に基づき、防府市地域防災計画を策定しておりま

す。防災の基本理念を掲げるとともに、市、県、防災関係機関、事業者及び市民の責務やそれぞれが行うべき防災に関する施策について、災害事象別に予防、応急、復旧・復興の各段階に応じて具体的に定めております。

また、当該計画については国の防災基本計画や山口県地域防災計画との整合を図りつつ、本市で起こりました災害の教訓やその対策等を踏まえ、直近の災害事象に対応した、より実効性の高い計画となるよう、公募の市民委員も参画した防府市防災会議において、毎年度、見直しを行っているところでございます。

その計画に基づいた取り組みを行うことで、自助、共助、公助が一体となった防災対策を推進する上での実効性が確保されるものと考えております。

さらに本市では、市民の皆様の安全・安心を確保することを第一に、防災を最重要施策に位置づけ、地域や企業に向けた出前講座や防災イベント等、あらゆる機会を通じて、市民の皆様や事業者の皆様に対し、防災の基本理念を含めた啓発を行っているところでございます。

本市といたしましては、しっかりとした計画がありますことから、お尋ねの防災基本条例の制定の予定はございません。今後とも防府市地域防災計画に基づき、防災意識の高揚、防災体制の強化、地域防災力の向上に全力で取り組んでまいります。

次に、2点目の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と訓練実施の進捗状況についてでございます。

平成29年6月の水防法の改正によりまして、地域防災計画に記載された洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設においては、避難確保計画の作成とその計画に基づく避難訓練の実施が義務化されております。

市では、避難確保計画が未策定の施設や新規の施設における施設管理者に対し、避難確保計画の策定に向けた丁寧な指導や支援に努めてまいりました。

本市の洪水予報河川であります佐波川及び水位周知河川であります柳川、馬刀川の洪水浸水想定区域内における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設は、令和2年3月末時点で170施設となっております。このうち、避難確保計画を策定されている施設は154施設となっておりまして、策定率は平成30年4月末時点の約7割から約9割へと向上しております。特に高齢者施設につきましては、全ての施設が避難確保計画を策定されております。引き続き、未策定の施設につきましても、このたび、県が作成したリーフレットも活用しながら計画書の策定に向け、さらなる支援に努めてまいります。

次に、避難訓練の実施状況につきましては、令和2年3月末時点の調査で、避難確保計画を策定済みの154施設のうち、避難訓練を実施されている施設は143施設となって

おります。実施率は平成30年3月末時点の約3割から約9割と、大幅に向上しております。避難訓練の実施につきましても、今後とも実態を把握するため、毎年度末時点で調査を行い、未実施の施設も含め、避難訓練を実施されるよう、しっかり指導してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○12番（田中 健次君） 丁寧な御回答、ありがとうございました。

防災基本条例については、きちっとした防災計画があるからいいというような趣旨の御答弁なんですけれども、防災の計画というのは非常に分厚いもので、資料編などもあるからなんですけれども、3冊我々もいただいております。非常にやはり厚いものです。それと、それは行政がつくった計画で、市民や事業者はあんまりそれを見るときか、どちらかといえば、それは行政のことでしょうということになりかねんような気が、私はいたします。

そういう意味で、もちろん市民や事業者の役割というのを条例の中に入れるわけなんですけれども、それはもうある意味では、いわゆる努力義務、何々をするように努めるというような形の緩やかな努力義務でしかお願いできないわけなんですけれども、やはりそうやって書くことによって、あるいは市民も情報を収集する努力をみずからするように努めましょうというような形で、やっぱり、防災基本条例というものは必要でないかということ、改めて申し上げておきます。

都道府県については、半数と言いましたが27です。27も何らかの防災の条例をつくっております。この近辺では岡山県、広島県、鳥取県、それから海の向こうになります。愛媛県とか大分県がつくっております。そういう意味で山口県は残念ながらまだですが、県内では宇部市と山陽小野田市がつくっておるということで、今後ぜひ、取り組んでいただければと思います。

それから要配慮者利用施設について、前聞いたときは157施設が170施設に13施設増えていると、それで先ほどの170のうち154がつくっているということになると、つくっていないのが16ということで、比較的新しいところがつくっていないのかなという気がしますので、116が154に増えておりますし、訓練も35が143に増えておりますので、この辺、担当の課が随分努力されたということについて、私も安心をしてこの結果に敬意を表したいと思いますが、引き続き努力していただきたいことを要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、12番、田中健次議員の質問を終わります。

教育部長。

○教育部長（能野 英人君） 済みません。先ほどの山根議員の再質問の、学校内での通信の環境整備の件で、ちょっと追加と私の発言に誤りがございましたので、訂正をいたします。

まず追加ですが、特別教室のほうにもWi-Fiは設置をいたします。

それと屋内運動場について、これ訂正でございます。私のほうが把握しておりませんで、ステージにWi-Fiの通信設備を設置するということでございます。

以上、おわびして訂正いたします。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員よろしいですか。

○20番（山根 祐二君） はい。

○議長（河杉 憲二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河杉 憲二君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。皆様、大変お疲れさまでございました。

午後2時38分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年6月18日

防府市議会議長 河杉 憲二

防府市議会議員 三原 昭治

防府市議会議員 宇多村 史朗